

官報号外

昭和四十年十二月二十四日

○第五十一回 衆議院会議録 第四号(一)

昭和四十年十二月二十四日(金曜日)

午後九時三十四分開議

昭和四十年十二月二十四日

午後二時 本会議

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

○本日の会議に付した案件

川島正次郎君の故議員河上丈太郎君に対する追悼演説

昭和四十年度一般会計補正予算(第3号)

昭和四十年度特別会計補正予算(特第2号)

昭和四十年度政府関係機関補正予算(機第2号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) この際、弔意を表するため、川島正次郎君から発言を認められております。これを許します。川島正次郎君。

川島正次郎君の故議員河上丈太郎君に対する追悼演説

川島正次郎君の故議員河上丈太郎君逝去につき弔詞贈呈の報告

昭和四十年十二月二十四日 衆議院会議録第四号(一)

議員河上丈太郎君の御報告

川島正次郎君の故議員河上丈太郎君に対する追悼演説

〔川島正次郎君登壇〕

○川島正次郎君 ただいま議長から御報告がありましたとおり、本院議員河上丈太郎君は、去る十二月三日、病のため、静岡県の療養先で逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表

し、つつしんで哀悼のことばを申し述べたいと存じます。(拍手)

河上君は、明治二十二年一月、東京都港区新橋

の材木商を営む旧家にお生まれになりました。父

君は敬虔なクリスチヤンで、君もまたその感化を

受けた早くからキリスト教を熱心に信仰するよう

になりました。長じて立教中学から第一高等学校

を経て東京帝國大学法学部に進まれました。

君は、高等学校においては、弁論に情熱を注

ぎ、新渡戸稻造先生から人格主義の強い影響を受

け、また、大学においては、高野岩三郎先生のも

とにあって、学問のとうとさをしっかりと身につ

けられたのでありますて、このときすでに君のす

ぐれた人格の形成が始められていたのであります。

大正四年、東京帝國大学を卒業して立教大学の

講師となり、その後明治学院の講師も兼ねられま

した。次いで、大正七年には、迎えられて関西学

院の教授に就任し、学生の指導につとめられる一

方、自由な学風の中でますます精進を続けられ、

識見を高められたのであります。

河上君が無産運動の戦列に加わるようになつ

たのは、大正十年に神戸の川崎、三菱造船所で起こった大規模なストライキがきっかけであります。これを許します。川島正次郎君。

川島正次郎君の故議員河上丈太郎君に対する追悼演説

川島正次郎君の故議員河上丈太郎君逝去につき弔詞贈呈の報告

川島正次郎君の故議員河上丈太郎君に対する追悼演説

川島正次郎君の故議員河上丈太郎君に対する追悼演説

さらに、大正十三年、東京に発足した政治研究会の神戸支部長となつて、無産政党樹立を目指し、懸命な努力をされました。大正十五年には、日本労農党に入党し、わが国の無産政党の草創期において、目ざましい活躍をされたのであります。

(拍手)

昭和三年、わが国初めての普通選挙による第六回の衆議院議員総選挙に際して、兵庫県第一区から勇躍立候補されました。「パンと正義と自由の主張は、選舉民の熱烈な支持を得るところとなり、みごと当選の栄を獲得し、西尾末廣君ら七名の諸君とともに、わが国憲政史上初めて社会主義政党の代表として、本院に議席を得られたのであります。(拍手)

私もまた、この選挙において初当選の感激をせんだ一人であります。(拍手)それ以来、党派のために」というスローガンを掲げて展開した君

の主張は、選舉民の熱烈な支持を得るところとなり、みごと当選の栄を獲得し、西尾末廣君ら七名の諸君とともに、わが国憲政史上初めて社会主義政党の代表として、本院に議席を得られたのであります。(拍手)

私はまた、この選挙において初当選の感激をせんだ一人であります。(拍手)それ以来、党派

のために」といふスローガンを掲げて展開した君

の主張は、選舉民の熱烈な支持を得るところとなり、みごと当選の栄を獲得し、西尾末廣君ら七名の諸君とともに、わが国憲政史上初めて社会主義政党の代表として、本院に議席を得られたのであります。(拍手)

州事変の勃発、国際連盟脱退等の問題に直面し、國歩艱難な時代にあって、君は、労働争議、農民運動にこん身の力を傾けたのであります。

昭和十一年の総選挙で無産政党が躍進した際、君も最高点で当選して、六年ぶりに政界に返り咲きました。時に、君の意図するところに反して、軍閥の台頭著しく、いわゆる二・二六事件を契機とし、わが国運は不幸な経過をたどるに至ったのであります。

戦後、わが国に平和がよみがえるや、君は、大衆のために何よりも力のある社会主義政党の結成が急務であることを痛感し、同志と相ばかり、昭和二十年十一月、いち早く日本社会党の創立をなし遂げたのであります。(拍手)しかしに、君は、不運にも公職追放の指令を受け、自來六年間、在野法曹人として雌伏しつつ、静かに読書に親しむ生活を送られました。昭和二十六年追放が解除され、翌二十七年十月の総選挙において本院に復帰されたのであります。

会党中央執行委員長についておられました。就任にあたって、「私は十字架を背負って進む」と誓い、党の前進のために奮闘する覚悟を披露されたのであります。しかし、君のあくまでも頑うところは、左右両派社会党の統一と團結にあつたのであります。全力をあげてこの至難な事業に取り組み、昭和三十年には、幾多の同士との協力が実を結び、ついに日本社会党の統一が達成されたのであります。(拍手)この間に処する君のかたい信念と熱意とは、人々の深く敬服してやまないところであります。(拍手)統一後も、顧問の要職にあって、鈴木委員長、浅沼委員長を助け、名実と

もに党的重鎮として、かけがえのない存在であります。

昭和三十五年十月、浅沼委員長が凶刃に倒れる

や、翌年三月、君は、党大会で満場一致、日本社会党中央執行委員長に選ばれました。自來、全党員の信望を集め、四年余にわたって激職に

当たり、党の團結強化と、大衆の生活向上とに全力をもって、院議により表彰を受けられました。本院議員に当選すること前後十回、在職二

十五年三カ月に及び、政党政治の確立と民主政治の進展に貢献された功績は、まことに偉大なものがあります。(拍手)

思ふに、河上君は、常に理想のともしびを高く掲げ、強い正義感とまれに見る情熱をもつて一筋に邁進していくというかたの信念の人であり、使命感に徹した人であります。その宗教的信条から、身を律することをひびく、かたい節操、ゆるがぬ道義心、あたたかい人間愛にあふれた高潔な人格の持ち主であります。(拍手)

君の一生は、そのままが国社会主義運動の歴史であり、生涯を通じて、栄光を求めることがあります。ひたすら社会大衆への献身と奉仕に全身全靈を傾けられたのであります。(拍手)その精神こそ、政治の良心として、国民が心から尊敬する所以です。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。

とは、まことに悲痛のきわみであります。(拍手)四十余年にわたり、国民大衆の先頭に立って、ともに憂え、これを励まし、その生活の向上を訴え続け、理想を追求してやまなかつた情熱の政治家

河上丈太郎君は、ここに七十六年の生涯を静かに閉じて逝かれました。

今日の内外の情勢を思うとき、君のような偉大な政治家を失ったことは、国家のため、国民のため、はかり知れない損失であります。(拍手)しかしに惜しみても余りあるものがあります。(拍手)しかしながら、かつて君が、「人間の思想と靈魂とは、肉体がくすぐれて、肉体が倒れても、私はこれをいかなる力をもつてしても倒すことのできないあるものがありと信じている」と叫んだように、君の掲げる理想的ともしびこそは、これからも永遠にともし続けることと信じます。

(拍手)

ここに、河上君の生前の功績をたたえ、その人となりをしのび、心から御冥福をお祈りして、追悼のことばをいたします。(拍手)

昭和四十年度一般会計補正予算(第3号)、昭和四十年度特別会計補正予算(特第2号)、昭和四十年度政府関係機関補正予算(機第2号)、右三件を一括して議題といたします。

昭和四十年度一般会計補正予算(第3号)、昭和四十年度特別会計補正予算(特第2号)、昭和四十年度政府関係機関補正予算(機第2号)

〔本号(一)に掲載〕

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。予算委員長青木正君。

〔報告書は本号(一)に掲載〕

〔青木正君登壇〕

○青木正君 大だいま議題となりました昭和四十年度補正予算三案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。本補正予算三案は、去る十二月二十日予算委員会に付託され、二十一日政府から提案理由の説明があり、即日質疑に入り、本二十四日質疑を終了して、討論採決をいたしましたものであります。

まず、一般会計補正予算の概要を申し上げます。すなわち、この際、昭和四十年度一般会計補正予算(第3号)、昭和四十年度政府関係機関補正予算(機第2号)、右三件を一括して議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

と、歳人におきましては、租税及び印紙収入の減収見込み額二千五百九十億円を減額する一方、その補てんのため新規に公債金二千五百九十九億円を計上し、また、追加歳出の財源として日本銀行納付金、前年度剩余金受け入れ等、総額六百五十一億円を追加するものであり、歳出におきましては、公務員の給与改善、災害対策費、食糧管理特別会計への繰り入れ、義務的経費の不足額の補てん等のために、総額千四百十二億円を計上する一方、出資の融資等への振り替え、既定経費の節約等により総額七百六十一億円を減額し、結局六百五十一億円を追加するものでありますて、その他大蔵省証券または一時借入金の最高額の増額、国庫債務負担行為の増額等の措置を講じております。

また、特別会計及び政府関係機関の補正予算は、景気対策及び一般会計予算の補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金等、十五特別会計、及び日本国有鉄道等六政府関係機関の予算に所要の補正を行なうものであります。

次に、予算委員会の審議の経過を申し上げます。審議は国政各般にわたり熱心に行なわれましたが、その詳細は会議録をごらん願うことといたしまして、ここではおもなるもの一、二について申し上げます。

まず、国債発行に関しましては、「現在のようない物価騰貴の著しい時期に赤字国債を発行すれば、インフレに拍車をかけることとなりはしないか。国債発行のような重大な政策変更に際しては、むしろ解散して信を国民に問うべきではないか。今後赤字国債の発行を繰り返すことはないか。国債消化の方針はどうか。市中消化の条件が

整わなければ、日銀貸し出し、または日銀買いオペにより結局日銀引き受けと同じ結果になるのではないか。また、来年度の国債発行について、その歴史どもをどう考えているか。これを財政法に規定する範囲にとどめるとしても、公共事業費の範囲をどう考えているか。」との趣旨の質疑に対しまして、「現在は、国債を発行しても需要を喚起しなければ、不況を克服し得ない。しかしながら、その規模及び用途を規制して財政の健全性を維持する。現在の経済情勢において、衆議院を解散することは、かえって国民に迷惑をかけることとなる。今後赤字国債を発行する意思はない。今次の国債の約半額は、資金運用部に引き受けさせ、残りは市中金融機関等のシンジケートに依頼するが、最近の金融緩慢の状況にかんがみ、市中消化は可能であると考える。応募者利回りは六名七九五と予定しております。中小金融機関にとつてはコスト割れになるものもあるうが、預金準備として国債を持つことは妥当と思う。また、来年度国債の歴史どもについては、財政規模を適正にすること、財政法に規定する範囲にとどめること、日銀引き受けによるものを考えており、財政法の公共事業費の範囲としては、特定財源以外の公共事業関係費のほか、住宅対策費、環境衛生対策費、防衛庁施設費を除く官庁管賃費等、国民の財産として残るものを見るべきである。この趣旨の答弁がありました。

次に、物価問題に因しましては、「四十年度の成長率は、当初見通しをはるかに下回っているのに、消費者物価はかえって当初見込みをはるかにこえて七名以上上昇している。その理由は何か。

効果ある物価抑制策を講ぜずに、消費者米価をはじめ鉄道運賃等、公共料金の値上げをはかることは政策の逆行ではないか。管理価格の徹底的調査をすべきではないか。将来の物価の動きをどう見通しているか」との趣旨の質疑に対しまして、「賃金の平準化に対し生産性の向上が伴わない部門に値上がりを生じたことが消費者物価の予想外の上昇の原因と考える。公共料金も同じことであるが、これについては、国民生活への圧迫を少なからしめるよう配意したい。なお、消費者米価は、家計を脅かさない範囲で生産者米価との逆ざやを解消する程度の値上げを考えたものである。物価抑制については、合理化の促進、流通機構の整備、生鮮食料品の価格安定制度の確立等の措置を講じている。いわゆる管理価格については、二、三のものについて調査した結果は、独禁法違反の事実はなかったが、他のものについてもさらに調査する。来年度の消費者物価上昇率は五%台にとどめ、その後は三%台にとどめるよう努力したい。」との趣旨の答弁がありました。

本日、質疑終了後、日本社会党から、本補正予算三案を撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、その趣旨説明がありました。

その要旨は、赤字国債発行の取りやめ、消費者米価の引き上げ停止、地方財政の拡充、人事院勧告の完全実施等をはかり、財源不足は、大企業への課税強化、外為替資金の取りくずし、防衛費の削減等により補おうとするものであります。

かくて、討論に入り、自由民主党が政府原案反対、日本社会党の動議賛成、民主社会党が政府原案及び日本社会党の動議反対の討論を行な

三

和四十年度一般会計補正予算(第3号)、昭和四十年度特別会計補正予算(特第2号)及び
昭和四十年度政府関係機関補正予算(機第2号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動
議

昭和四十年度一般会計補正予算(第3号)、昭和四十年度特別会計補正予算(特第2号)及び
四十年度政府関係機関補正予算(機第2号)については、政府はこれを撤回し、左記要綱により
すみやかに組替えをなし、再提出することを要
求する。

右の動議を提出する。

昭和四十年十二月二十四日

議を提出する。
四十年十二月二十
提 出 者

提出者

辻原弘市 川俣清音
加藤清二 中井勝次郎
石橋政嗣 石田宥全
片島港 大原亨
高田富之 小松幹
中澤茂一 山花秀雄

まず、国債発行に関する問題では、「現在のようない物価騰貴の著しい時期に赤字国債を発行すれば、インフレに拍車をかけることとなりはしないか。国債発行のような重大な政策変更に際しては、むしろ解散して信を国民に問うべきではないか。今後赤字国債の発行を繰り返すことはないか。国債消化の方針はどうか。市中消化の条件が

施設費を除く官庁營繕費等、国民の財産として残るものを考えているが、これを全部国債に依存する意味ではない。」との趣旨の答弁がありました。

次に、物価問題に因しましては、「四十年度の成長率は、当初見通しをはるかに下回っているのに、消費者物価はかえって当初見込みをはるかにこえて7%以上上昇している。その理由は何か。

告の完全実施等をはかり、財源不足は、大企業への課税強化、外国為替資金の取りくずし、防衛費の削減等により補おうとするものであります。かくて、討論に入り、自由民主党が政府原案賛成、日本社会党の動議反対、日本社会党が政府原案反対、日本社会党の動議賛成、民主社会党が政府原案及び日本社会党の動議反対の討論を行な

い、採決の結果、日本社会黨の動議は否決され、本補正予算三案は多數をもって政府原案のことおり可決された次第であります。

い、採決の結果、日本社会黨の動議は否決され、本補正予算三案は多數をもって政府原案のことおり可決された次第であります。

(号) 外 報 官

横路 節雄 五島 虎雄

賛成者

赤路 友藏 外百二十六名

記

一 昭和四十年度予算は、政府の経済見通し及び税収見通しの誤りにより、膨大な歳入欠陥を生じた。しかもこの事態を招いた根源はさらに根深いものがある。政府は、過去数年間、経済高度成長の名のもとに放漫な財政膨脹をつづけてきた。その結果、一方ではインフレと物価騰貴を促進し、他方では過剰生産と不況を招来した。そのため、財政の支出要因はいよいよ拡大し、しかも税収は大幅に収縮し、ここに必然的に深刻な財政破たんが表面化したものである。

自民党政権の責任は重大であり、すでに行政として明らかに失格している。

二 しかるに、政府はこの責任に目をおおい、今次提出された補正予算において、二千五百九十九億円の赤字公債の発行と、消費者米穀、健康保険料等の公共料金引上げにより、財政破たんを防ぐようとしている。

同補正予算における赤字公債発行は、財政法

第四条じゆうりんの突破口をひらいたものであり、四十一年度以降に発行される公債も、名前は建設公債であつてもその実質は赤字公債である。また、公共料金の引上げは、物価安定が最大課題だと公約した政府が先頭にたつて国民生活の負担を重くし、とくに低所得階層の生活を破壊するものである。さらに、放漫財政のしわよせで近來極度に悪化してきた地方財政は、政府の赤字公債発行への移行により、その危機を一そく深めることになる。これらは断じて国民

の承認できないところである。

三 現在、インフレ・物価高と過剰生産・不況のきよう撃により国民生活は重大な危機にさらされている。この国民生活の危機に緊急に手当てを加えることが今次補正予算の課題であるが、

とくに、(一)赤字公債を発行せずに健全財政を堅持し、(二)公共料金を引上げず健全な消費需要を増大させ、(三)地方財政の基盤を再確立することによって、当面の財政経済危機を克服することを最大の重点とすべきである。

四 よつて、今次補正予算は次の要綱によつて抜本的に組替えるべきである。

A 費出の組替え

(1) 費出増額

イ 人事院勧告は、公務員の争議権をはぐ奪している以上、当然これを五月から完

全実施すべきである。

二百億円

ロ 右に伴い、義務教育費国庫負担分として、義務的経費不足額補てんをさらに増額する。

四十億円

ハ 災害対策として、被災者の生活保障、生活重建を基本とする被災者援護法を制定し、被災者に弔慰金、見舞金の支給

ト 一百八十五億円

ト 本年度の物価上昇に対する調整を行ない、低所得階層の生活を緊急に援助するため失対賃金及び生活保護基準の一割引上げを行なう。

ト 本年度の物価上昇に対する調整を行ない、その利子補給、損失補償を行なうとともに、激甚災害対処財政援助特例法を改正して、公共施設等復旧事業の国の補助率を引き上げ、及び補助対象範囲を広げ、また、別途に被害農林漁業者、中小

企業者に長期低利資金貸付を拡大する。

三十億円

チ 地方財政の強化と地方公務員給与改定の五月完全実施の財源を付与するため、

る。
六十億円

ニ 災害対策及び不況による出稼ぎ農村地帯の窮迫対策として救農土木事業を実施する。

五十億円

ホ 中小企業の年末対策及び倒産対策として、無担保・無保証貸付けを大幅に拡大し、その利子補給、損失補償を信用保証協会、信用保険公庫に対して行なう。

三十億円

ヘ 医療保険については、政管健保、組合健保、日雇健保、国家公務員等共済、國保等の各保険に対する国庫負担の引上げによる抜本対策を昭和四十一年度より実施することとし、それまでの当面の措置として、政管健保及び船員保険の保険料率の引上げを取りやめ、国庫負担を増額し、また共済短期給付に国庫補助を導入する。さらに国保の事務費不足について所要の財政措置を行なう。また、健保等累積赤字は、四十一年度以降その元利をあわせて国の財政支出で年次的に解消してゆくものとする。

百二十億円

ル 財政投融資における生命保険、損害保険、農協系統資金の活用に伴い必要な利子補給措置をとる。

十五億円

ト 二十二億円

イ 韓国への無償協力費等の計上を取りやめる。

△ 七百億円

ロ 防衛関係のうち、航空機購入費、艦船建造費、弾薬費、施設整備費、教育訓練費等を節減する。

ハ 各種補助事業の適正化・効率化及び共事業の直営化推進等により経費を節減する。

チ 地方財政の強化と地方公務員給与改定の五月完全実施の財源を付与するため、

ニ 年度末の不当支出を徹底的に節減し、

地方交付税率を現行の百分の二十九・五から百分の三十四・一に改め、それに応じて交付税及び譲与税配付金特別会計への一般会計からの繰入れを行なう。

五百億円

リ 李ライン捕獲漁船見舞金は、日韓条約と切り放して、さらに五十億円を増額し、九十億円を日本政府の代位補償として計上する。

五十億円

ヌ 食管会計については、消費者米穀引上げを行なわず、その赤字は社会保障費として一般会計より補てんするものとす

て計上する。

また各官庁の報償費、交際費等を節減する。

△ 二百二十億円

(3) 予算規模

(2) の歳出減額により、作り出した一千二百八十二億円の財源をもつて(1)の歳出増額一千二百八十二億円に充当するものとし、予算規模は原案と同規模とする。

B 質入の組替え

イ 無記名預金制度を廃止し、大企業、高額所得者の脱税を目的とした裏預金等申告ものについて厳正に課税する。大企業に対しても有価証券評価益の捕そく等調査、査定を厳正にし、また大銀行が不正常な金融情勢に便乗して、公定歩合引下げ等の施策により多くの収益をあげ、あるいはまた歩積み両建て等中小企業の過酷な負担によつて取得した異常利益に対し、法人税法の公正な執行を行なう。これにより税収を確保する。

一千九十九億円

ロ 森脇事件に象徴される大口脱税の捕そく、譲渡所得等の評価の適正化を行なう。

ハ 外国為替資金特別会計の資金の一部を取りくずし、一般会計へ繰入れる。

一千百億円

ニ 以上により、二千五百九十億円の赤字国債の発行を取りやめる。

なお、この際税制の大改正を行ない、大企業、大資産所有者、高額所得者への課税

の強化によつて、四十一年度以降に得られる税収によつて、すみやかに外国為替資金特別会計へ資金の繰入れを行なうものとする。

C 財政投融資の組替え

イ 災害対策として、家屋全半壊、田畠流失、漁船等流失損壊、店舗商品流失の農林漁家、中小企業者に対する無担保、無保証、無利子融資を市町村を通じて行なうた

円増額する。

ハ 地方税の減収補てん、災害復旧、敷農土木事業等の地方財源充実のため、資金運用部の地方債をさらに三百億円増額する。

ロ 中小企業年末資金、倒産救済資金として、中小企業三機関の資金をさらに五百億円増額する。

ハ 地方税の減収補てん、災害復旧、敷農土木事業等の地方財源充実のため、資金運用部の地方債をさらに三百億円増額する。

（なお、地方公営企業職員給与改定資金についても別途措置するものとする）

ニ 長期住宅建設計画の一環として、住宅金融公庫、住宅公団、住宅供給公社の資金をさらに一千五百億円増額し、約十万戸の住宅建設を行なうことにより、住宅不足解消と景気対策にある。

ホ 以上の合計二千三百五十億円の資金は、一千億円を資金運用部の余裕資金の活用により、一千三百五十億円は生命保険、損害保険、農協系統資金の活用による。

四百億円

○議長（山口喜久一郎君） この際、その趣旨弁明を許します。五島虎雄君。

〔五島虎雄君登壇〕

○五島虎雄君 私は、日本社会党を代表して、昭和四十年度第三次補正予算に対する組み替え動議の御説明を申し上げたいと存じます。

今回の政府の補正予算は、その形式こそ通常の補正と変わることのないものでありますけれども、その財政的、政治的な意義は、戦後の歴史を画する重大なる財政政策の転換を行なおうとするものです。（拍手）なぜならば、この補正予算の中には、昭和四十一年度の財源措置として二千五百九十九億円の赤字公債の発行を含んでいますからあります。これは、過ぐる昭和二十四年度予算がいわゆるドッジ超均衡予算として編成されて以来、実に十六年ぶりのことであり、わが国戦後の財政史上に一つの転機を画しております。

このよきな事態を招いた原因は、昭和四十一年度予算編成に際して、政府が経済見通し及び税収見通しを大きく誤り、膨大な歳入欠陥を生じたことがあります。しかも、この事態を招いた根源は、その原因が根深いのであります。政府の過去数

年間にわたるところの経済高度成長と放漫な財政

膨張政策の結果、インフレ、物価騰貴を伴いつつ、生産過剰となり、深刻なる不況を招来したことにあるのであります。このために、財政の支出要因はいよいよ拡大し、一方税収は大幅に取縮して、必然的に深刻な財政破綻が表面化したわけであります。

昭和四十一年度予算補正における赤字公債発行は、財政法第四条じゅうりんの突破口を開くものであり、この方針を引き継いで昭和四十一年度以降に発行されようとする公債もまた、名前は建設公債であつても、その実体は赤字公債であるのであります。（拍手）こうして、わが国の財政は、こ

の補正予算を機として、再びお先まつ暗の公債インフレの方向に突入しようとしているのであります。

わが国の財政史を振り返ってみると、公債インフレ政策は軍事的膨張と切つても切り離せないことが明らかであります。今度の公債政策の転換が日韓条約の強行突破と全くその時期を同じくしているのは、決して偶然ではありません。（拍手）日韓条約によつて、わが国は、アメリカを中心として、日本、韓国、そして台湾を結ぶ実質上の軍事同盟の網の中にすっぽりと組み込まれまいりました。そうして、昭和四十二年度から始まるところの第三次防衛力の整備計画は、総額において二兆數千億円にのぼることを予定しております。政府は、今度の公債は建設公債に限るなどと申しておりますけれども、これがやがては軍費調達の財源として利用されるであろうことは火を見るよりも明らかなことであります。（拍手）

公債政策がとどめのないインフレを巻き起こし、物価上昇によって国民を苦しめることは、戦時中及び戦後の体験によつて国民は深切に感じております。この補正予算は、公債発行と並んで、米価上昇を予定しており、そのあと、国鉄運賃をはじめといたしまして、一連の公共料金値上げがきびすを接してくることが予定されております。一たび公債発行に踏み切るならば、もちろんの条件をつけるとしましても、結局は日銀券の増発を招き、物価上昇をもたらすことは自明の理であります。その公債発行と期を同じくして、一方では日韓条約の強行突破、他方では公共料金の一齊引き上げが実施されるのであります（拍手）

ら、国民のこうむる被害がいかに甚大であるかは
容易に想像ができます。

また、赤字公債のはね返りは、必然的に地方政府の財源を縮小させまして、公共事業支出を膨張させ、地方公共団体の起債の対象の資金が公債によつて国へ吸い上げられるために、地方財政は破壊され、いよいよ中央集権のもとに従属されることになるのであります。

これが日本社会の現状に少く假想行の意義をもつてゐる所及ぼすところの影響を考え、また、物価上昇が国民の生活に与えているところの深刻な苦悩を考えまして、本補正予算を抜本的に組み替え、国民生活に安定をもたらす予算とするよう主張いたしますのでござります。(拍手)

こののような立場から、わが黨の組み替え動議の最大の重点は、次の三つに集約することができます。その第一の柱は、言うまでもなく、赤字公債の発行を中止し、健全財政を堅持することであります。第二は、公共料金の値上がりを抑え、健全な消費需要を増大させ、国民生活の安定に資することとであります。その第三の柱は、地方財政の基盤を確立することとであります。この三つの柱に立つて、当面の財政経済の危機を克服することに置かれているのでござります。

したがいまして、これが実現するまでの内閣は、第一に、赤字公債の発行を行なうことなく、財源の調整を行ない、健全財政を貫くことといたしておるのであります。

の捕捉など、調査、査定を厳正に行ないまして、

また、大銀行が不正常な金融情勢に便乗いたしまして、公定歩合の引き下げなど国の施策により多くの収益を上げ、あるいはまた、歩積み、両建て

など中小企業の過酷な負担によって取得した超過

になります。

して行ない、これに三十億円増額いたすものであります。

物価上昇により、低所得階層の生活が破壊されつつある現状にかんがみまして、本年度の物価上昇に対する調整と行きなみに、失業賃金及び生

男に対する説教を行なうためには、男女食金刀ひき活保護基準の一割引き上げを行ない、このためには

三十二億円を増額計上いたしております。

して、医療保険については、政府管掌健康保険、組合健康保険、田園・健康保険、共済組合健康保

国民健康保険、雇用保険、労働者健康保険、国民年金などの各保険に対する国庫負担

の引き上げによる抜本対策を昭和四十一年度から実施することいたし、それまでの当面の措置と

いたしまして、政府管掌健康保険及び船員保険の保険料率の引き上げを取りやめ、国庫負担を増額

し、また、共済短期給付に国庫補助を導入すべき

所要の財政措置を行ない、また、健保など累積赤
字あります。さらには国保の事務費不足について

字は、四十一年度以降その元利を合わせて国の財政支出で年次的に解消していくものといったまし

て、このために百八十五億円を増額計上いたして
おります。

また、消費者米価引き上げはこれを行なわない

で、食管会計の赤字は社会保障費といったしまして一般会計から補てんとするものとし、このために

百二十億円を増額計上いたすものであります。

李ライン捕獲漁船見舞い金の増額、生命保険、損

害保険、農協系統資金の活用に伴うところの利子補給等の措置によりまして、合わせて一千二百八

十二億円の歳出増額をいたしておるのでござります

このほか、財政投融資資金によりまして、災害を受けた農林漁業者、中小企業者に対する無担保、無保証、無利子の融資、中小企業三機関の資金増、地方財源の充実、長期住宅建設計画の一環として、住宅金融公庫、住宅公団、住宅供給公社の資金増など、計二千三百五十億円を充てることにいたしまして、このうち、一千億円は資金運用部の余裕資金の活用、一千三百五十億円は生命保険、損害保険、農協系統資金の活用によることといたしておりますのでござります。

置を行なうことになります。

すなはち、地方財政の強化と地方公務員給与改定の五月完全実施の財源を付与するために、地方交付税率を現行の百分の二十九・五から百分の三十四・一に改め、それに見合ひ分として、交付税及び譲与税配付金特別会計へ一般会計より一千億円の繰り入れを行なうことにしておるのであ

政府は、この際、いさぎよく予算案を撤回し、直ちにわが党の組み替え動議に基づく編成替えを行なうよう、強く要求するものであります。（拍手）佐藤内閣にしてその能力もはやなしとするならば、われわれは、すぐにも政権を交代いたしまして、これらの諸施策を円滑に実行する用意があることを表明するものであります。（拍手）このわが党施策によりまして、赤字公債は絶対に必要とせず、公共料金の値上げを行なうことなく、さらには、地方財政の基盤を安定させることができることを確信を持って申し上げたいのであります。（拍手）そして、これのみが現在の財政経済危機を克服し、国民生活を安定させる唯一の道であると信ずるものであります。

以上、社会党の決意とその具体的な対策とをここに明らかにいたしまして、私の提案理由の説明を終わりたいと思います。（拍手）

件に対する討論と、動議に対する討論とを一括して行ないます。順次これを許します。古川丈吉

○古川丈吉君 私は、自由民主党を代表して、な

だいま議題となりました昭和四十年度補正予算三案に賛成し、日本社会党提出の組み替え案に反対

するものであります。(拍手)

案せられ、国民が一日も早く成立することを期待して、いたのにもかかわらず、野党が審議を拒否し、ついに廃案のやむなきに至りました。

本予算案は、国鉄関係を除き、前国会に提出されたものと全くその内容を同じくするものであります。歳入は、租税及び印紙収入が当初予算に比べて二千五百九十億円の減少となりましたので、これを公債を発行して補てんし、歳出は、千四百十二億円を追加し、七百六十一億円を減額して、差し引き六百五十一億円を追加するものであります。

追加のおもなる内訳は、人事院勧告により、国家公務員等の給与改善を本年九月から実施するため三百五十三億円、災害対策としては、すでに手配費二百八十億円で応急措置をしていますが、さらに百六十六億円を追加し、農業共済保険特別会計へ十六億円、消費者米価を八・六%引き上げたのでありますが、生産者米価を一石当たり一千三百七十四円引き上げましたので、食管会計へ二百九億円、国民健康保険助成費、義務教育費国庫負担金の不足補てんとして四百二十六億円、韓国に拿捕された漁船船員の見舞い金等として六十二億円、中小企業金融円滑化のため、信用保険料率の大幅引き下げ、無担保保険融資限度二百万円の実現、連鎖倒産等防止の保険制度実施のため、企業信用保険公庫基金十億円増額、道路特別会計の減収補てん百二十八億円等であります。また、一般会計、特別会計及び政府関係機関の公共事業に約一千三百三十五億円を増加いたしております。

財政投融資計画については、日本国有鉄道、日本電信電話公社、住宅金融公庫、日本住宅公团、日本道路公团、日本開発銀行及び地方公共団体等に千三百三十五億円を増加いたしております。

地方財政については、地方税の減収四百億円について起債を許可し、国税三税の二九・五%の地方交付税の減収は減額せず、地方公務員等の給与改善のため、資金運用部から三百億円を融資することにいたしております。

以上のとおり、歳入不足を公債で補てんし、緊急やむを得ない諸経費を計上し、景気刺激対策も十分考慮せられております。また、地方財政についても、その施策を十分実行し得るよう、減収補てん、起債の増加など、行き届いた対策が講ぜられております。

わが国の財政は、戦後二十年間一貫して均衡財政を堅持し、昭和二十年代から三十年代の初めにかけて、インフレの収束と経済の高度成長の基盤をつくり、三十年代の後半は、文字どおり高度成長を遂げ、今後はこの高度発展の基盤に立って、安定成長の政策を進めてまいらなければなりません。こういう時期には、過去のような租税の大幅な增收は期待できません。一方、社会開発など、財政需要は一そく増加いたしますが、当分の間、この需要は公債によつてまかなはかありません。

公債発行については、野党の諸君は、公債発行は軍事公債に發展するとか、インフレを招くとして、非常に強く反対いたしております。今回の二千五百九十九億円は、租税等の減収の補てんにすぎないので、インフレの心配はありません。また、政府は来年以降も公債を発行する方針を明らかにしておりますが、建設的な事業をまかなうる限り、インフレの危険はないものと思われます。常に財政の健全性を考慮し、節度を維持する限

り、その害はないものと思います。西欧先進諸国はつとに公債政策をとり、いずれも成功をおさめているのであります。軍事公債に發展するといふことは、笑止千万といわなければなりません。(拍手)

社会党の組み替え案では、公債発行をやめて、無記名預金制度を廃止し、裏預金を取り締まり、大銀行の異常利益に法人税を課して、千九百億円を取り、大口脱税を取り締まって四百億円、外国為替資金一千億円を取りくずして、二千五百九十九億円を補てんしようと考えております。全くできない相談といわなければなりません。(拍手)

歳出の組み替えを見ますと、人事院勧告を五月から実施し、義務教育費国庫負担金、災害対策費、中小企業対策費、各保険に対する国庫負担金、物価対策費、地方団体への交付金、韓国拿捕漁船の見舞い金等、ふれれば国民のだれもが喜ぶような支出には気前よく千二百八十二億円を増額し、その歳出増加に充てるため、防衛費七百億円、各補助事業の補助金三百四十億円、各官庁の経費三百二十億円等を削って、千二百八十二億円をつくり出そうとするのであります。昭和四十一年度もあとわずか三カ月しかありませんのに、防衛費七百億円はどうして減額することができるのでしょうか。各補助事業は、補助金の額が少ないのでなかなか進捗しないのが現状でありますのに、補助金を減額してどうして事業の遂行ができるのでありますよ。(拍手)

なぜならに紙に書いてあるにすぎない組み替え案といわなければなりません。(拍手)

さらに、財政投融資の組み替えを見ますと、灾害対策、地方公共団体への融資、住宅対策等に合

計二千三百五十億円を増額していますが、増額はまことにけつこうであります。その資金源を見ますと、資金運用部資金一千億円、生命保険、損害保険、農協資金で一千三百五十億円を充てようと考いています。資金運用部資金にそれほど余裕もなければ、生命保険、損害保険や農協関係からそんなど簡単に多額の資金を得ることはできません。全く実行不可能な組み替え案といわなければなりません。

政府原案の、減収補てんとしての、公債発行はやむを得ざるものであり、また、その弊害もなく、時期的にも適当であると考えます。公務員給与改善等の緊急を要するものについては十分の考慮を払われ、さらに景気の回復に積極的な努力をされている点について深く敬意を払いと存じます。

本補正予算は、その規模まことに小さいものであります。年末を控えて、国民全体が一刻も早く成立することをこれほど切望しているものはありません。すみやかに原案を可決されんことを望み、政府原案賛成、社会党組み替え案反対の討論といたします。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの古川丈吉君の発言中、もし不穏な言辞があれば、速記録を取り調べの上、適当の処置をとることといたします。

加藤清二君。

〔加藤清二君登壇〕

○加藤清二君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となつておりまする補正予算政府原案三案に反対し、社会党提出組み替え動議に賛成の討論をいたします。(拍手)

その前に、私はかつてベルリンを訪れまして、東西の壁の厚さとその高さにりつ然としたことがございます。しかし、きょうはクリスマスイブでございます。ちょうどいまどろはその厚い壁も開放されます。古き友、親しきはらからは、ともに喜びと楽しみを分かち合つてることでございましょう。クリスマスイブだからでございます。

自由を望む人間の力と懸命なゲルマン民族の努力は、やがてこの厚い壁を打ち破ることでございましょう。ベトナムにおきましても、今夜は敵も味方もどろや汗を洗い落としまして、恩讐のかなたにしばしの平和を喜び合つていてことございましょう。(拍手)私は、このこよいのつかの間の平和がベトナムの永遠の平和のきつかけとなるよう祈つてやみません。(拍手)平和、それは何ものよりもどうといサンタクロースの贈りものでございましょう。いましより。今夜は世界じゅうが平和、世界の家庭が國らん、世界じゅうの子供がサンタクロースの鈴の音を待つていることございましょう。

しかしに今夜、待てども待てども父帰らざる家庭がござります。それは戦地に父をなくしたアメリカの遺族の子供と、父を衆議院に送った日本の子供でござります。(拍手)ともに不幸のきわみでございましょう。前者は帝国主義の野望の犠牲であり、後者は佐藤内閣の犠牲でござります。

(拍手)「ふざけるな」と呼び、その他発言する者あり)何をふざけるか、だれがふざけるか、出てこい、何がふざけるか、だめだ。

人間尊重を掲げてゐる佐藤内閣、はたしてこれで人間尊重でございましょうか。(発言する者あり)じやりません。議長、やりません。

〔加藤清二君登壇〕

○加藤清二君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となつておりまする補正予算政府原案三案に反対し、社会党提出組み替え動議に賛成の討論をいたします。(拍手)

〔発言する者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御静聴に願います。

○加藤清二君(続) おあれ、私の最も尊敬してやまない河上先生、しかもクリスト教徒であらせられた先生が、クリスト降誕祭のその前夜、本院においてその功績をたたえられました。そのことに感激いたしまして、國家、国民のしあわせのために討論を進めます。(拍手)

まず第一に、わが国の財政経済を今日の破綻に導いた自民党政の責任でございます。自民党政田内閣が高度経済成長政策を開始して以来、政府は毎年度の予算規模を、経済成長率をはるかに上回る大きな比率で膨張させてきたのでございました。まさに無軌道、放漫な膨張といわなければなりません。しかも、その無軌道、放漫な予算の支出が、ほとんど独占大企業のための公共投資でござります。独占大企業は、このほかに銀行が軒並みにオーバーローンになるほど過剰設備をいたしました。一方、インフレと信用膨張が進み、物価は急速に騰貴いたしました。その結果、財政の支出要因は果てしもなく拡大膨張することは当然でございましょう。過剰生産が表面化し、それに基づく経済不況が起こつてまいりました。経済不況、これは明年もまた一向に景気回復の徵候がございません。不況のはね返りとして國の租税收入が大きく縮小する結果を招來したのでございます。支出が膨張し、他方で税収が縮小すれば、財政が破綻するのは当然でございます。現在の財政破綻は、その意味におきまして、ここ数年間の自民党政の経済高度成長政策と、放漫膨張財政策の必然的な結果でございまして、その責任は重かつ大、あげて自民党政にあるといわなければ

すでに南ベトナムへ一個師団を派兵しております。加えて、さらに三個師団を派兵しようとしております。この韓国に対しして供与する十八億円の金は、韓国の南ベトナム派兵の費用をあと押しますものではないかと國民は心配をいたしているのでございます。(拍手)

すなわち、今次補正予算の性格を要約すれば、赤字公債とインフレの予算であり、公共料金引き上げの予算であり、日韓軍事同盟強化の予算であり、わが党は、平和と生活安定を求める日本国民の名において、断じてこれに反対するものでございます。(拍手)

これに対し、社会党提出の組み替え動議は、まさに現在の日本経済と財政の危機を開闢するにふさわしい、しかも正しい問題点を提起しておるのでございます。

まず第一には、財政法第四条を断固守ります。

赤字公債は発行いたしません。当面の財政破綻を開闢しようとしておりますが、そのため、歳出においては、不要不急の経費を徹底的に削減

し、歳入においては、納めるべき税金を納めずにいる大企業、高額所得者から、租税負担公平の原則によつて、しっかりと税金を取り、それによって、本年度予算の財源不足を開闢しようとしたのでございます。大企業の社用族が使いますところの交際費がまさに五千億、それは株主に分けまする配当金ととんとんでございます。こんな大きな株主の配当金ととんとなるような大きな交際費を使つてゐるそういう企業家が、世界広いといえども、どこの国にあるでございましょうか。(拍手)まさに日本の企業家は、温室に入れられ

れて甘やかされておるといわざるを得ないのでございます。

第二には、公共料金の引き上げをストップする立場に立つておることでございます。これは、もちろん、不況で国民の収入が停滞しているとき

に、公共料金が引き上げられることが、勤労大衆、特に低所得階層の生活をはなはだしく窮屈化させることを考慮しているからでございます。そして、食管会計、健康保険財政、あるいは国鉄の新しい建設計画は、その経理を徹底的に洗い直した上に立つて、所要の資金は国の財政によって措置することを主張しておるのでございます。

第三は、公務員給与の改定については、人事院勧告のとおり、五月から完全実施するというたままでございます。公務員労働者が労働基本権を奪われている、そのかわりに人事院の勧告が行なわれるのでございますから、これを完全実施することとは、政府として最低限の責任でございます。

ことは、政府として最低限の責任でございます。また、この組み替え案は、物価上昇が特に困窮している低所得層対策として、失対賃金と生活保護基準の引き上げを主張いたしております。こうした措置が国民大衆の消費需要を拡大させ、もつて、現在の経済不況を開闢する有力な措置であるといふことは、賢明な大臣ならずとも、自民党的皆さんよくおわかりのことと存ずるのでございます。

第四に、災害対策を開拓するといふこと

でございます。しかも、量的な拡充にとどまらず、特に被災者援護法を制定いたしまして、被災

者の生活保障と生活再建の抜本策、救農土木事業の実施等々を考慮いたし、從来の保守党のこう薦められた的な災害対策から見れば、これはまさに画期

的な提案でございまして、政府は、すみやかにこの提案を受け入れて、実行に移すべきでございましょう。

第五に、現在の経済不況を払拭する重大な需要拡大政策をとることでございます。現在の経済不況の特徴は、地方財政と中小企業といら日本経済をささえる二つの柱が、いまにも折れそうになっているというところに、その特徴があるの

でございます。いかに政府が公共投資で景気を刺激するといましても、公共事業を施行する末端の地方自治体が財政破綻に瀕し、超過負担に耐え切れず、公共事業を返上するといふような現状では、ます、地方財政にてこ入れするといふことがなければ、景気回復の機運が地方から盛り上がり上がってくるはずがございません。(拍手)中小企業も同様でございます。毎日平均倒産が二十件、零細はその八倍にも及んでおります。現在のままでは、いかに景気の刺激をはかつても、それはどう

う。また、この組み替え案は、物価上昇が特

に困窮している低所得層対策として、失対賃金と

生活保護基準の引き上げを主張いたしております。こうした措置が国民大衆の消費需要を拡大させ、もつて、現在の経済不況を開闢する有力な

措置であるといふことは、賢明な大臣ならずとも、自民党的皆さんよくおわかりのことと存ずるのでございます。

第五に、総理に申し上げておきます。

あなたが、なお人間尊重を掲げておらば、來

年は失敗を繰り返さぬためにも、國民の幸福、國家の平和を基調としたこの社会党の予算をよき手本として、来年度予算を編成されるよう、しかと申し入れ、補正予算の政府案に反対、社会党組み替え動議に賛成の意思を表明いたしまして、私の討論を終わるものでございます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 永末英一君
〔永末英一君登壇〕

○永末英一君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております政府提出の昭和四十年度補正予算案三案に対しまして、反対の意思を表明いたします。

また、その他生命保険、損害保険、農協系統余裕金などを、利子補給によって活用して、住宅の大規模建設を行ふことも主張いたしておるので

今回の補正予算案の特徴は、当初予算歳入見積もり額の八%に及ぶ収入減を生じたということです。これは戦後初めて政府予算にあらわされた現象でありますして、きわめて重大な意義を持つ

すなわち、敗戦による日本経済の荒廃を復興させるために、資本源を国民大衆に求めました歴代政府は、広範囲にわたる大衆課税によつてこれをまかなかつてしまひました。昭和三十年代に入つて、ようやく産業構造を近代化、高度化する段階に入りましたが、これを可能ならしめた資本力は、依然として、大衆のふところから出される租税と、財政投融資に包まれてゐる大衆資金に求められたのであります。さらに、一般会計で支弁し離され、財政投融資のワクの中に組み込まれまし

これらの資本力を背景に、政府の財政政策は、若干の起伏はありましたが、一貫して景気刺激政策を基調としてまいりました。しかし、この政策は、企業に対しましては他人資本への依存度をますます高めさせ、市中銀行には日銀に対するオーバーポローリングにたよらせる結果を生みました。そして、物価は、あるときはゆるやかに、またあるときは急激に上昇し続け、国民生活は前途の見通しきわめて不安定な状況におとしいれられたという結果になりました。池田前内閣によつてとられた高度成長政策はこの傾向に拍車をかけ、財政の膨張率は国民所得の成長率をしのぐありました。この間、各種の圧力団体による要求は多く予算に組み入れられ、一そうこの傾向を促進いたしました。これらのことと可能なら

しめたのは国民大衆の勤労の成果でありました
が、このような顧みることのない盲進がやがて
行き詰まるなどを、わが党は政府に對して警告を
いたしました。はたせるかな、昨年池田
前首相の不慮の事故によつて誕生いたしました佐
藤内閣が、安定成長を経済政策の旗じるしとして
押し出しましたのは、右のような長年にわたる經
済財政政策の転換が必須であることを十分に承知
しておったからだと判断しなければなりません。

今回の補正予算案において、法人税はもとより、関税、物品税、酒税に至るまで減収が見込まれるに至りましたことは、単なる経済不況を意味するにとどまらず、日本経済の質的転換の必然性を示唆しているものといわなくてはなりません。佐藤内閣がこの事態を正確に見抜くならば、今回の補正予算案において、その信ずるところを率直に国民に訴えるべきであります。

われわれもまた、日本経済のこれからを進路

は、何よりもまず安定成長を基調として始めなければならぬと考えております。しかし、わが党のいう安定成長は、何よりも、国民生活の安定の上にのみ築かれるものだということであります。國民主義の安定こそ、眞格而直の安定、すなうら

は、公共料金の引き上げによる物価騰貴の説發を押しとどめ、国民大衆の可処分所得を飛躍的に増大し、それによつてつちかわれた国民の経済地力の上に日本經濟を乗せよということであります。政府の財政政策はこれを出發点として組み替えられるべきであります。大衆の福祉を向上しめ得ないような経済繁榮は砂上の楼閣にすぎません。

政府の財政政策は、第一に、大衆福祉の向上を
実現するため、社会的不平等を縮小する方針を採り、
また、社会的弱者に対する支援強化を行なう。
この点では、日本の社会は、世界でも先進的なものと
評価されるべきである。

協力を得た公債にたることは、目的と準備と歯どめとが十分であるならば、やつてよいことなど考えるのであります。すなわち、国の経費のうち生産的意味を持つ投資的経費については、むしろ積極的に長期計画のもとに借り入れ金や公債を用いるべきだと考えます。しかし、これを実行するには、財政法を改正し、これまでの単年度主義を

は正しなければなりません。また、減債基金制度を改正し、さらに、公社債市場を確立して、市中公募を貰き得るよう準備すべきであります。もちろん、この場合、民間資金や地方債の圧迫にならないようには措置すべきは言うまでもありません。しかし、一番重要なことは、政府の財政政策であります。これまでのよろな、財政は景気刺激のためにあるといふ態度を一ときして、経済安定を目的とすべきであります。そのためには、予算規模のいたずらな拡大に狂奔することなく、国民经济の成長率以内にとどまるよう、節度を守るべきであります。不況克服のためにのみ財政を用いようとではありません。佐藤内閣の現在的使命はまさしくこの点にあるとわが党は考えます。このよくな税財政、金融政策の転換が初めて公債政策を遂行し得る基盤と歯どめとを与えるものであるとわが党は信ずるのであります。(拍手)

今回の赤字公債発行は、このような準備をせず、これまでの予算編成をウのみにしたまま安易に打ち出された方針であります。われわれは、このようなあいまいな赤字公債を承認するわけにはまいりません。（拍手）今回の歳入欠陥は、外為会計のインベントリーを取りくずし、資金運用部保有の金融債の使用、さらに行政費の節約等によつて十分まかなう得るものであり、また、そなべ

きものだとわれわれは考えます。

以上が、政府提出の補正予算案二案に対する反対の趣旨であります。

また、日本社会党提案の組み替え動議につきましては、予算執行に対し混乱を惹起するだけであるという理由に基づいて、反対いたします。

以上をもつて私の討論を終わります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、辻原弘市君外十五名提出、昭和四十年度一般会計補正予算(第3号)外二件につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について採決いたしました。

辻原弘市君外十五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(山口喜久一郎君) 起立少數。よって、辻原弘市君外十五名提出の動議は否決されました。

次に、昭和四十年度一般会計補正予算(第3号)外二件を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立少數。よって、辻原弘市君外十五名提出の動議は否決されました。作とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改定する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改定する法律案(内閣提出)

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

○海部俊樹君 議案上程に因する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、人事院勧告の完全実施を要望する旨

を改正する法律案に対しては、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案により、全会一致をもつて人事院勧告の完全実施を要望する旨

を改正する法律案に對しては、自由民主党、日本社会党を代表して受田委員より、今回の給与改定が人事院勧告どおり五月一日より実施されないとの理由により、それ

ぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもつていずれも原案のとおり可決いたしました。

なお、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対しては、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案により、全会一致をもつて人事院勧告の完全実施を要望する旨

を改正する法律案に對しては、自由民主党、日本社会党を代表して受田委員より、今回の給与改定が人事院勧告の完全実施を要望する旨

を認め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題となし、委員長の報告を求めて、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といた

定等を行ない、本年九月一日から実施するとともに、あわせて、扶養手当、期末、勤勉手当の支給方法について制度の合理化をはかり、明年一月一日から実施しようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職職員との均衡を考慮して、秘書官の給与の額を改定しようとするものであります。

次に、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛厅職員の俸給特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

月額等の改定を行なうほか、自衛官の退職手当の算定について特例の措置を講じようとするものであります。

以上三法案は、去る十二月二十一日本委員会に付託、二十二日政府より提案理由の説明を聽取付託、慎重審議を行ない、本日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大

出委員より、また、民主社会党を代表して受田委員より、今回の給与改定が人事院勧告どおり五月一日より実施されないとの理由により、それ

ぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもつていずれも原案のとおり可決いたしました。

なお、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対しては、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案により、全会一致をもつて人事院勧告の完全実施を要望する旨

を改正する法律案に對しては、自由民主党、日本社会党を代表して受田委員より、今回の給与改定が人事院勧告の完全実施を要望する旨

を認め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

君の起立求めます。

予算委員	久野 忠治君 片島 港君	橋本龍太郎君 玉置 一徳君	七名提出
決算委員	千葉 七郎君 社会労働委員	栗原 俊夫君 川崎 寛治君	栗原 俊夫君 野原 覚君
文教委員	農林水産委員	栗原 俊夫君 大平 正芳君	栗原 俊夫君 松井 政吉君
農林水産委員	高田 富之君 山田 長司君	長谷川正三君 大平 正芳君	長谷川正三君 大平 正芳君
商工委員	田原 春次君 予算委員	栗原 俊夫君 千葉 七郎君	栗原 俊夫君 川崎 秀二君
商工委員	竹内 黎一君 田中 六助君 片島 港君	川崎 寛治君 竹内 黎一君 野原 覚君	川崎 秀二君 栗原 俊夫君 栗原 俊夫君
決算委員	千葉 七郎君 (議案提出)	以上三件 内閣委員会 付託	以上二件 商工委員会 付託
法律案(内閣提出第三号)	一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。 一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。	昭和四十年度政府関係機関補正予算(機第3号) (藤田 藤太郎君外三名提出、参法第二号)(予)	昭和四十年度政府関係機関補正予算(機第3号) (藤田 藤太郎君外三名提出、参法第三号)(予)
法律案(内閣提出第六号)	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)	一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)	一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
法律案(内閣提出第四号)	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)	一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)	一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
法律案(内閣提出第五号)	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)	一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次の通りである。 昭和四十年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案(内閣提出第六号)	一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次の通りである。 昭和四十年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案(内閣提出第六号)
法律案(内閣提出第五号)	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法案(田中伊三次君外五十一名提出、衆法第三号)	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法案(田中伊三次君外五十一名提出、衆法第三号)
法律案(内閣提出第五号)	以上二件 法務委員会 付託	以上二件 社会労働委員会 付託	以上二件 内閣委員会 付託
法律案(内閣提出第五号)	(議案提出)	一、調査する事項	一、調査する事項
法律案(内閣提出第五号)	一、裁判所の司法行政に関する事項	二、調査の目的	二、調査の目的
法律案(内閣提出第五号)	出案を衆議院に送付した。	地方自治行政の実情を調査し、その健全な発展に資するための対策樹立	地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項
法律案(内閣提出第五号)	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法案(田中伊三次君外五十一名提出、衆法第三号)	小委員会の設置、関係各方面から説明聽取及び資料の要求等	小委員会の設置、関係各方面から説明聽取及び資料の要求等
法律案(内閣提出第五号)	右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条规定により承認を求める。	四、調査の期間	四、調査の期間
法律案(内閣提出第五号)	昭和四十年十二月二十一日	衆議院議長 山口喜久一郎殿	衆議院議長 山口喜久一郎殿
法律案(内閣提出第五号)	地方行政委員会 付託	地方行政委員長 中馬 辰猪	地方行政委員長 中馬 辰猪
法律案(内閣提出第五号)	以上二件 法務委員会 付託	國政調査承認要求書	國政調査承認要求書
法律案(内閣提出第五号)	(議案提出)	一、調査する事項	一、調査する事項
法律案(内閣提出第五号)	一、去る二十二日、議員から提出した議案は次の通りである。	一、去る二十二日、議員から提出した議案は次の通りである。	一、去る二十二日、議員から提出した議案は次の通りである。

二、法務行政及び検察行政に関する事項
三、国内治安及び人権擁護に関する事項

二、調査の目的
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年十二月二十一日

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

求に対し、議長は去る二十二日いざれもこれを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、国防衛に関する事項

四、公務員の制度及び給与に関する事項

五、榮典及び旧勳章に関する事項

六、國の防衛に関する事項

七、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

八、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

九、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

十、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

十一、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

十二、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

十三、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

十四、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

十五、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

十六、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

十七、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

十八、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

十九、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

二十、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

二十一、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

二十二、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

二十三、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

二十四、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

二十五、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

二十六、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

二十七、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

二十八、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

二十九、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

三十、國の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

國政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

六、郵政監察に関する事項

七、中小企業に関する事項

八、特許に関する事項

九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

十、通商に関する事項

十一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

十二、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

十三、通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

十四、農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

十五、農林水産物に関する事項

十六、農林水産業団体に関する事項

十七、農林水産金融に関する事項

十八、農業災害補償制度に関する事項

十九、農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

二十、農林水産物に関する事項

二十一、農林水産業団体に関する事項

二十二、農林水産金融に関する事項

二十三、農業災害補償制度に関する事項

二十四、農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

二十五、農林水産物に関する事項

二十六、農林水産業団体に関する事項

二十七、農林水産金融に関する事項

二十八、農業災害補償制度に関する事項

二十九、農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三十、農林水産物に関する事項

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

國政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

六、郵政監察に関する事項

七、中小企業に関する事項

八、特許に関する事項

九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

十、通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

十一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

十二、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

十三、通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

十四、農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

十五、農林水産物に関する事項

十六、農林水産業団体に関する事項

十七、農林水産金融に関する事項

十八、農業災害補償制度に関する事項

十九、農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

二十、農林水産物に関する事項

二十一、農林水産業団体に関する事項

二十二、農林水産金融に関する事項

二十三、農業災害補償制度に関する事項

二十四、農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

二十五、農林水産物に関する事項

二十六、農林水産業団体に関する事項

二十七、農林水産金融に関する事項

二十八、農業災害補償制度に関する事項

二十九、農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三十、農林水産物に関する事項

衆議院会議録第一号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

二〇 二六 今回

二四 三 つまり 抑止

三二 元 金科 つまり

大蔵委員長 内田 常雄 今日

衆議院議長 山口 喜久一 邸殿

常任委員長から提出した次の国政調査承認要

官報
号外 昭和四十年十二月二十四日

○国第五十一回衆議院會議錄 第四号

本草一卷

右
国会に提出する。
昭和四十年十二月二十日

昭和40年度一般会計補正予算

第1条 既定の昭和40年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げることとする。

区	分	歳	入(円)	歳	出(円)
昭和40年度成立予算総額			3,679,615,265,000		3,679,615,265,000
補正額	追加額		326,181,000,000		141,221,199,000
	修正減少額		261,071,000,000		76,111,199,000
	差引額		65,110,000,000		65,110,000,000
改昭和40年度予算総額			3,744,725,265,000		3,744,725,265,000

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号線題明許補正」に掲げるとおりとする。

第一〇案 財政改易 第一〇案第1項の規定により附加予算表において國から債務を負担する行為の追加は、「丁号國庫債務負担行為補正」に掲げることとする。
Ans. 「丁号國庫債務負担行為補正」に掲げることとする。

「繩越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。
第5条「昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律」(仮称)の定めるところにより公債
ふるさと支援事業費 250,000,000,000円とする。

1

昭和四十年十一月二十四日 衆議院会議録第四号(二) 昭和四十年度一般会計補正予算(第3号)

第6条 昭和40年度一般会計予算額即第6条に定める大蔵省証券又は一時借入金の最高額「200,000,000円」を「400,000,000,000円」に改める。

第7条 昭和40年度一般会計予算案別表第8条中「外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法」第4条の規定による金額の限度「3,398,795,000円」を「4,042,232,000円」に、「日本開発銀行に國する外航船舶融資利子補給臨時措置法」第3条の規定による金額の限度「13,179,785,000円」を「16,450,128,000,000円」に改める。

第8条 昭和40年度一般会計予算総則第9条第1項中日本国有鉄道が公募により発行する鉄道債券にかかる債務につき政府が保証することができる金額の限度「92,500,000,000円」を「134,500,000,000円」に、日本電信電話公社が公募により発行する電信電話債券にかかる債務につき政府が保証することができる金額の限度「22,200,000,000円」を「27,200,000,000円」に、公營企業金融公庫が公募により発行する公営企業債券の元本の償還及び利息の支払いにつき政府が保証することができる金額の限度「34,000,000,000円」を「39,000,000,000円」に、日本住宅公団が公募により発行する住宅債券及び借入金の元本の償還及び利息の支払いにつき政府が保証することができる金額の限度「23,500,000,000円」を「28,100,000,000円」に、日本道路公团が公募により発行する道路債券にかかる債務につき政府が保証することができる金額の限度「25,600,000,000円」を「43,000,000,000円」に改める。

甲号
歲
入

(修 正)	計 少 額)	11,219,000
(正)	本 理	56,032,000
	成 助	128,872,000
	恩 統	522,093,000
	計	
(追)	差 檢 減 檢 差	20,969,000
(正)	引 察 索 少 案 引	264,000
(正)	補 善 补 計 加 會 減 會 差	20,705,000
(追)	查 正 総 合 計 金 計 少 計 引	542,803,000
(修)	院 檢 查 正 総 合 計 金 計 少 計 引	48,305,000
(修)	院 檢 查 正 総 合 計 金 計 少 計 引	6,223,000
(修)	院 檢 查 正 総 合 計 金 計 少 計 引	42,032,000
(修)	房 局 制 院 檢 查 正 総 合 計 金 計 少 計 引	63,849,000
(修)	房 局 制 院 檢 查 正 総 合 計 金 計 少 計 引	994,000
(修)	房 局 制 院 檢 查 正 総 合 計 金 計 少 計 引	6,647,000
(修)	少 計 金 計 少 計 引	938,000
(正)	補 正 計 地 減 少 計	72,428,000
(追)	理 事 會 本 費 計	81,390,000
(正)	理 事 會 本 費 計	8,076,000
(追)	總 球 事 會 本 費 計	687,000
		34,524,000
		83,107,000
		23,645,000
		4,277,000
		14,227,000
		42,769,000
		11,192,000
		179,217,000
		94,094,000
		35,123,000

報 (号外)

(項) 土地調整備委員会	△ 206,000	(項) 防衛施設費	△ 121,087,000
(組織) 首都圈整備委員会	△ 4,937,000	(修正) 防衛施設費	△ 31,223,000
(修正) 首都圈整備委員会	△ 36,539,000	(修正) 防衛施設費	△ 152,310,000
(組織) 宮城県内補管網	△ 9,788,000	(修正) 防衛施設費	△ 10,280,000
(修正) 宮城県内補管網	△ 26,751,000	(修正) 防衛施設費	△ 3,184,000
(組織) 行政少政管網	△ 95,935,000	(修正) 防衛施設費	△ 9,464,000
(修正) 行政少政管網	△ 12,969,000	(修正) 防衛施設費	△ 22,928,000
(組織) 引政少政引道網	△ 82,946,000	(修正) 防衛施設費	△ 129,382,000
(修正) 引政少政引道網	△ 106,833,000	(組織) 差経減経地経企額	△ 23,930,000
(組織) 北海道開発事業工事事務	△ 387,702,000	(修正) 正画查研究企額	△ 4,765,000
(修正) 北海道開発事業工事事務	△ 444,585,000	(組織) 航空宇宙技術研究所	△ 4,785,000
(正減少額)	△ 9,131,000	(修正) 航空宇宙技術研究所	△ 33,490,000
(項) 北海道開発計画事務	△ 13,369,000	(組織) 金屬材料技術研究所	△ 23,989,000
(組織) 北海道開発事業附帯事務	△ 24,487,000	(修正) 放射線医学総合研究所	△ 7,636,000
(修正) 北海道開発事業附帯事務	△ 46,987,000	(組織) 國立防災科学技術センター	△ 9,983,000
(組織) 計正補本額	△ 387,548,000	(修正) 計	△ 11,110,000
(修正) 計正補本額	△ 7,409,354,000	(修正) 計	△ 4,963,000
(組織) 原子力試験研究費	△ 3,412,381,000	(項) 科学技術振興費	△ 57,686,000
(修正) 原子力試験研究費	△ 143,675,000	(項) 特別研究促進費	△ 21,372,000
(組織) 航空宇宙技術研究所	△ 3,556,056,000	(修正) 原子力平和利用研究促進費	△ 16,206,000
(修正) 航空宇宙技術研究所	△ 3,883,298,000	(組織) 国立機関原子力試験研究費	△ 30,000,000
(組織) 金属材料技術研究所	△ 7,404,000	(修正) 放射能調査研究費	△ 934,556,000
(修正) 金属材料技術研究所	△ 37,434,000	(組織) 原子力発電所立地調査費	△ 42,170,000
(組織) 放射線医学総合研究所	△ 17,774,000	(修正) 航空宇宙技術研究所	△ 10,300,000
(修正) 放射線医学総合研究所	△ 17,774,000	(組織) 金属材料技術研究所	△ 580,000
(組織) 國立防災科学技術センター	△ 7,404,000	(修正) 放射能調査研究費	△ 37,799,000
(修正) 國立防災科学技術センター	△ 37,434,000	(組織) 航空宇宙技術研究所	△ 43,099,000
(組織) 宇宙開発推進本部	△ 37,434,000	(修正) 金属材料技術研究所	△ 17,774,000

(外) 動 事

(組織) 法務本省	計 補正額合計	△ 1,198,694,000
(追)(項) 法務人登録事務	△ 1,141,008,000	
(修正)(項) 減少務	△ 2,763,736,000	
(組織) 法務本省	(追)(項) 差額加算	△ 65,386,000
(追)(項) 法務人登録事務	(組織) 差額加算	△ 91,153,000
(修正)(項) 減少務	(追)(項) 差額加算	△ 269,998,000
(組織) 法務本省	(修正)(項) 正當化	△ 9,385,000
(追)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 602,979,000
(修正)(項) 減少務	(修正)(項) 正當化	△ 16,238,000
(組織) 法務本省	(修正)(項) 正當化	△ 90,375,000
(追)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 2,977,000
(修正)(項) 減少務	(修正)(項) 正當化	△ 39,066,000
(組織) 法務本省	(修正)(項) 正當化	△ 2,764,000
(追)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 763,714,000
(組織) 法務本省	(修正)(項) 正當化	△ 126,496,000
(追)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 67,000
(修正)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 13,563,000
(組織) 法務本省	(修正)(項) 正當化	△ 2,186,000
(追)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 15,884,000
(修正)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 6,059,000
(組織) 法務本省	(修正)(項) 正當化	△ 635,000
(追)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 3,424,000
(修正)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 253,000
(組織) 法務本省	(修正)(項) 正當化	△ 173,000
(追)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 22,000
(修正)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 42,277,000
(組織) 法務本省	(修正)(項) 正當化	△ 721,437,000
(追)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 40,984,000
(修正)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 3,646,000
(組織) 法務本省	(修正)(項) 正當化	△ 5,158,000
(追)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 8,804,000
(修正)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 32,180,000
(組織) 法務本省	(修正)(項) 正當化	△ 49,376,000
(追)(項) 法務人登録事務	(修正)(項) 正當化	△ 4,880,000

		外 務 収 費	242,000	(追) 財務局
		差引正額	5,122,000	(追) 財務局
(修) 公安審查委員會		計補正額	44,254,000	(追) 財務局
(修) 正減少額		4,67,000	(追) 財務局	
(修) 公安審查委員會		正額	38,969,000	(追) 財務局
(修) 公安審查委員會		正額	48,536,000	(追) 財務局
(修) 公安審查委員會		正額	163,990,000	(追) 財務局
(修) 公安審查委員會		正額	41,299,000	(追) 財務局
(修) 公安審查委員會		正額	122,691,000	(追) 財務局
法務省所管合計		1,430,173,000	(追) 財務局	
(修) 外務省本省		1,944,217,000	(追) 財務局	
(修) 外務省本省		203,102,000	(追) 財務局	
(修) 海外經濟技術協力費		43,780,000	(追) 財務局	
(修) 國際分担金其他諸費用		33,790,000	(追) 財務局	
(修) 移住振興費		37,206,000	(追) 財務局	
(修) 旧外地關係整理費		98,000	(追) 財務局	
計		317,976,000	(追) 財務局	
大蔵省所管		大蔵省所管	大蔵省所管	大蔵省所管
(修) 大蔵本省		(修) 大蔵本省	(修) 大蔵本省	(修) 大蔵本省
(追) 政府金		1,000,000,000	41,923,000	1,000,000,000
(修) 政府金		1,890,000,000	20,220,463,000	1,890,000,000
(修) 特殊對外債務處理費		2,800,000,000	111,970,000	2,800,000,000
(修) 大蔵本省		45,777,000	3,744,000	45,777,000
(修) 國家公務員共済組合連合会等補助及交付金		2,146,000	3,450,000	2,146,000
(修) 貸出資金		9,039,978,000	1,036,000	9,039,978,000
(修) 政府產業投資特別会計下水道受益者負担金		2,517,000,000	3,622,691,000	2,517,000,000
(修) 政府產業投資特別会計下水道受益者負担金		12,500,000,000	24,005,280,000	12,500,000,000
(修) 文部省		26,838,000	105,979,000	26,838,000
(修) 文部省		5,000,000,000	348,000	5,000,000,000
(修) 文部省		29,131,739,000	3,555,000	29,131,739,000
計		26,331,739,000	1,000,000	26,331,739,000
差引正額		1,000,000	1,000,000	1,000,000

原爆障害対策費	249,000
精神予防費	3,605,000
医療費	400,000
生活必需品費	18,320,000
被服費	1,037,000
被服費	366,000
被服費	45,722,000
被服費	3,026,000
被服費	26,129,000
被服費	1,702,000
被服費	5,487,000
被服費	320,000
被服費	18,225,000
被服費	2,045,000
被服費	3,242,000
被服費	95,808,000
被服費	1,000,000
被服費	46,594,000
被服費	2,319,417,000
被服費	14,474,000
被服費	2,752,615,000
被服費	24,692,819,000
(追正額)	1,578,000
(追正額)	8,075,000
(追正額)	1,394,000
(追正額)	2,235,000
(追正額)	17,623,000
(追正額)	1,080,000
(追正額)	9,538,000
(追正額)	41,513,000
(追正額)	898,000
(追正額)	6,251,000
(追正額)	1,356,000
(追正額)	2,445,000
(追正額)	13,090,000

(項) 漁業調査取締費	83,968,000	(項) 工業品検査所	10,539,000
水産業振興費	153,886,000	4,438,000	4,438,000
六浦漁船主業組員等特別給付金	3,989,144,000	14,977,000	14,977,000
漁港施設災害復旧事業費	25,073,000	2,724,000	2,724,000
昭和40年発生漁港施設災害復旧事業費	360,308,000	1,460,000	1,460,000
水産研究所	23,273,000	4,184,000	4,184,000
(修正減少額)	4,645,652,000	10,793,000	10,793,000
(項) 水産業調査取締費	8,069,000	(追加計)	3,436,000
漁業附帯事業研究会	28,632,000	4,934,000	4,934,000
漁港整備事業研究会	54,105,000	6,997,000	6,997,000
水真珠研究所	200,000	5,746,000	5,746,000
研究所	14,619,000	5,810,000	5,810,000
北海道鮭鱧解化研究所	360,000	11,966,000	11,966,000
青花研究所	614,000	11,069,000	11,069,000
北海道鮭鱧解化研究所	8,373,000	49,358,000	49,358,000
北海道鮭鱧解化研究所	9,477,000	(修正減少額)	2,444,000
北海道鮭鱧解化研究所	125,449,000	(追加計)	294,874,000
北海道鮭鱧解化研究所	4,520,203,000	8,074,000	8,074,000
北海道鮭鱧解化研究所	34,927,596,000	12,384,000	12,384,000
(組織) 通商産業本省	54,314,000	16,459,000	16,459,000
(追加) 通商産業本省	1,252,238,000	11,799,000	11,799,000
(修正減少額)	1,306,552,000	12,475,000	12,475,000
(修正) 通商産業計	41,385,000	1,595,000	1,595,000
省費業統計	7,752,000	4,409,000	4,409,000
商工銅業統計	257,023,000	16,165,000	16,165,000
貿易振興及経済協力策費	8,896,000	30,216,000	30,216,000
生産性向上対策費	105,000	6,405,000	6,405,000
地下資源開拓費	158,682,000	14,157,000	14,157,000
石炭鉱業特別対策費	755,036,000	4,772,000	4,772,000
差引補正額	1,228,879,000	9,767,000	9,767,000
(組織) 通商産業本省検査機関	77,673,000	446,465,000	446,465,000
(追加額)	(追加額)	396,407,000	396,407,000
(追加額)	(追加額)	36,595,000	36,595,000

(修正) 減少額	特許費	府厅費	外埠報知
(項) 発明実施助成費	計	△ 26,543,000	△ 22,667,000
(組織) 引小額	正業額	△ 563,000	△ 7,800,000
(追) 中加額	中小企业額	△ 27,106,000	△ 295,704,000
(修) 正中減額	企業額	△ 9,489,000	△ 35,000,000
(追) 小企业額	企業費	△ 4,196,000	△ 25,788,000
(修) 中小企額	中小企計	△ 531,000	△ 7,416,000
(組織) 差通加額	正業費	△ 1,139,360,000	△ 394,375,000
(追) 正中減額	正業費	△ 1,139,891,000	△ 283,251,000
(修) 中小企額	正業費	△ 1,135,695,000	△ 8,013,000
(追) 差通加額	正業費	△ 85,763,000	△ 22,803,000
(修) 正中減額	正業費	△ 18,874,000	△ 8,747,000
(組織) 差運輸額	正業費	△ 1,214,000	△ 31,556,000
(追) 加額	正業費	△ 20,058,000	△ 23,537,000
(修) 少額	正業費	△ 65,695,000	△ 2,074,000
(組織) 差運輸額	正業費	△ 13,000,000	△ 20,213,000
(追) 加額	正業費	△ 4,813,000	△ 1,888,000
(修) 少額	正業費	△ 8,277,000	△ 6,722,000
(組織) 通商産業省所管補正額合計	正業費	△ 13,360,375,000	△ 30,897,000
(追) 通加額	本省費	△ 13,360,375,000	△ 17,204,000
(組織) 通輸額	本業費	△ 26,635,000	△ 71,372,000
(追) 加額	本業費	△ 123,661,000	△ 3,603,000
(組織) 港湾施設災害復旧事業費	本業費	△ 96,347,000	△ 67,769,000
(追) 加額	正設費	△ 424,167,000	△ 290,000
(組織) 海岸事業等工事事務費	正設費	△ 6,816,000	
(追) 加額	正設費	△ 677,626,000	
計			

(修) 正	政少政波	本額	26,031,000
(項) 邮減郵電	政少政波	本額	1,476,000
(組織) 航減航差	政少政波	本額	15,780,000
(追) 加航減航差	政少政波	本額	17,256,000
(修) (正)	引空少空	本額	8,775,000
(組織) 官補官補	正員少空	本額	143,588,000
(修) (正)	引勞少空	本額	106,884,000
(組織) 官補官補	正員少空	本額	41,744,000
(修) (正)	引波少波	本額	15,706,000
(組織) 研補研額	研究正理局	本額	20,564,000
(修) (正)	引電減電	本額	4,858,000
(組織) 航路航路	正理局	本額	398,883,000
(修) (正)	加海減海	本額	291,827,000
(組織) 安官備計	正理局	本額	690,680,000
(修) (正)	少上引難難少象象	本額	105,779,000
(組織) 安官正判	正理局	本額	5,515,000
(修) (正)	少上引難難少象象	本額	100,284,000
(組織) 安官正判	正理局	本額	104,181,000
(修) (正)	少上引難難少象象	本額	178,406,000
(組織) 安官正判	正理局	本額	512,274,000
(修) (正)	少上引難難少象象	本額	7,218,000
(組織) 安官正判	正理局	本額	2,087,000
(修) (正)	少上引難難少象象	本額	5,121,000
(組織) 安官正判	正理局	本額	201,019,000
(修) (正)	少上引難難少象象	本額	150,189,000
(項) 差引補正額合計	正理局	本額	11,016,000
(組織) 郵政本省	正理局	本額	161,205,000
(修) (正)	少上引難難少象象	本額	39,814,000
(組織) 郵政本省	正理局	本額	785,441,000
(修) (正)	少上引難難少象象	本額	2,812,363,000

(施 正 減 少 額)	丁号 国庫債務負担行為補正
(項) 自 治 本 省	總理府所管
地方財政再建促進特別措 置費	
奄美群島振興事業費	▲ 102,670,000
小災害地方債元利補給	▲ 693,000
新産業都市等建設事業費	▲ 640,000
調整分利子補給	▲ 9,106,000
參議院議員通常選舉費	▲ 37,750,000
參議院議員通常選舉公明 化推進費	▲ 30,080,000
差 引 補 正 額	農林本省所管
(組織) 消 減 少 額	(組織) 農林本省
(修 正 消 防 研 究 所	(事項) 國營かんがい排水特別事業
自治省所管補正額合計	國は、國營かんがい排水特別事業の工事を実施するため、110,000,000円を限り、昭和41年度において國庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。
藏 出 補 正 額 総 計	▲ 179,000
丙号 線 越 明 許 費 補 正	▲ 181,118,000
農 林 省 所 管	
(組織) 農 林 本 省	(事項) 昭和40年発生直轄農業用施設災害復旧事業
(項) 昭和40年発生農業施設災害復旧事業費	國は、昭和40年発生直轄農業用施設災害復旧事業のため、72,000,000円を限り、昭和41年度において國庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。
(組織) 食 権 廉 費	(事項) 昭和40年発生農業用施設災害復旧事業費補助
(項) 糖 価 安 定 対 策 費	國は、昭和40年発生農業用施設災害復旧事業費補助のため、4,467,000,000円を限り、昭和41年度において國庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。
(組織) 林 野	(事項) 昭和40年発生農地災害復旧事業費補助
(項) 昭和40年発生山林施設災害復旧事業費	國は、昭和40年発生農地災害復旧事業費補助のため、651,000,000円を限り、昭和41年度において國庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。
(組織) 水 產	(事項) 昭和40年発生海岸保全施設災害復旧事業費補助
(項) だ捕漁船主乗組員等特別給付金	國は、昭和40年発生海岸保全施設災害復旧事業費補助のため、121,000,000円を限り、昭和41年度において國庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。
昭和40年発生漁港施設災害復旧事業費	(組織) 林 野
運 輸 本 省	(事項) 昭和40年発生治山施設災害復旧事業費補助
(組織) 通 輸 本 省	國は、昭和40年発生治山施設災害復旧事業費補助のため、75,000,000円を限り、昭和41年度において國庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。
(項) 昭和40年発生港湾施設災害復旧事業費	(事項) 昭和40年発生林道施設災害復旧事業費補助
(組織) 建 設 本 省	國は、昭和40年発生林道施設災害復旧事業費補助のため、333,000,000円を限り、昭和41年度において國庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。
(項) 昭和40年発生河川等災害復旧事業費	(組織) 水 產
昭和40年発生都市災害復旧事業費	(事項) 昭和40年発生直轄漁港災害復旧事業
	國は、昭和40年発生直轄漁港災害復旧事業のため、5,000,000円を限り、昭和41年度において國庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。
	(事項) 昭和40年発生漁港施設災害復旧事業費補助
	國は、昭和40年発生漁港施設災害復旧事業費補助のため、600,000,000円を限り、昭和41年度において國庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。

運輸省所管

(組織) 運輸本省
(事項) 直轄空港整備特別事業

国は、直轄空港整備特別事業の工事を実施するため、1,000,000,000円を限り、昭和41年度において国庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。

(事項) 昭和40年発生直轄港湾災害復旧事業
国は、昭和40年発生直轄港湾災害復旧事業のため、140,000,000円を限り、昭和41年度において国庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。

(事項) 昭和40年発生港湾施設災害復旧事業費補助
国は、昭和40年発生港湾施設災害復旧事業費補助のため、707,000,000円を限り、昭和41年度において国庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。

建設省所管

(組織) 建設本省
(事項) 官庁特別營繕

国は、官庁特別營繕のため、2,670,000,000円を限り、昭和41年度及び昭和42年度において国庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。

(事項) 直轄海岸保全施設整備特別事業
国は、直轄海岸保全施設整備特別事業の工事を実施するため、860,000,000円を限り、昭和41年度において国庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。

建設省所管

(事項) 昭和40年発生直轄河川等災害復旧事業
国は、昭和40年発生直轄河川等災害復旧事業のため、3,049,000,000円を限り、昭和41年度において国庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。

(事項) 昭和40年発生河川等災害復旧事業費補助
国は、昭和40年発生河川等災害復旧事業費補助のため、16,745,000,000円を限り、昭和41年度において国庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。

建設省所管

(事項) 昭和40年発生都市災害復旧事業費補助
国は、昭和40年発生都市災害復旧事業費補助のため、39,000,000円を限り、昭和41年度において国庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。

昭和四十一年度一般会計(第2回)

大臣は第三回
翌年度十一月三十日

予算総則補正

昭和40年度特別会計補正予算

大臣は第三回
翌年度十一月三十日

自動車検査登録		「自動車検査登録特別会計法」第11条第3項		100,000,000	
の次に					
郵政事業	「郵政事業特別会計法」第11条第2項			3,000,000,000	
を加える。					
甲号	歳入歳出予算補正				
大蔵省所管	国債整理基金				
(追加額)	歳				
(数)	他会計より受入			231,863,000	
(項)	他会計より受入			11,209,129,000	
(数)	前年度剰余金受入				
(項)	前年度剰余金受入				
	計			11,440,992,000	
(修正減少額)				▲ 9,066,932,000	
(数)	他会計より受入				
(項)	他会計より受入			2,374,060,000	
(追加額)	歳				

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和40年度歳入歳出予算補正是、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。
大蔵省所管 国債整理基金
大蔵省及び自治省所管 交付税及び譲与税配付金

(修正減少額)	國債整理基金支出	2,401,014,000	(款) 他会計より受入	3,622,691,000
(項) 國債整理基金支出	△ 26,954,000	(項) 一般会計より受入	△ 3,622,691,000	
歳出補正額	2,374,060,000	(修正減少額)	△ 2,552,716,000	
		(款) 他会計より受入	△ 2,552,716,000	
		(項) 一般会計より受入	△ 1,069,975,000	
(修正減少額)	産業投資		(追加額)	
(款) 他会計より受入	△ 12,500,000,000	(追加額)		
(項) 一般会計より受入	△ 12,500,000,000	(追加額)		
歳出		(追加額)		
(修正減少額)	産業投資	△ 12,500,000,000	(追加額)	
(項) 産業投資支出し	△ 12,500,000,000	(追加額)		
大蔵省及び自治省所管				
	交付税及び譲与税配付金			
	歳入			
(追加額)				
(款) 租税	税	△ 385,000,000	(追加額)	
(項) 石油ガス金	税	385,000,000	(追加額)	
(款) 借入	税	30,000,000,000	(追加額)	
(項) 借入	税	30,000,000,000	(追加額)	
(修正減少額)	税	30,385,000,000	(追加額)	
(款) 租税	税	△ 3,163,000,000	(追加額)	
(項) 地方道路税	税	△ 2,392,000,000	(追加額)	
歳入	税	△ 771,000,000	(追加額)	
(追加額)	税	△ 27,222,000,000	(追加額)	
(追)(項) 地方交付税交付金	税	30,000,000,000	(追加額)	
歳入	税	385,000,000	(追加額)	
(追加額)	税	231,863,000	(追加額)	
(修正減少額)	計	30,616,863,000	(追加額)	
(項) 地方譲与税譲与金	税	△ 3,163,000,000	(追加額)	
歳入	税	△ 27,453,863,000	(追加額)	
文部省所管				
	国立学校			
	歳入			
(追加額)				

(追) 加入額	出	(項) 前年度繰越資金受入	▲ 1,289,872,000
(項) 輸入食糧買入費		(款) 雜収入	▲ 40,250,000
輸入糧管理費		(項) 雜収入	▲ 40,250,000
返還金等他勘定へ繰入 計		計	▲ 1,330,122,000
業務勘定	歳	(修) 減少額	
(追) 加入額	入	(項) 再保險金支払財源他勘定 へ繰入	▲ 1,330,122,000
(款) 他勘定より受入			
(項) 雜収入			
(款) 雜収入			
(項) 雜計			
(修正) 減少額			
(款) 他勘定より受入			
(項) 受入			
(款) 受入			
(項) 受入			
(款) 収入			
(項) 収入			
(款) 収入			
(項) 収入			
(款) 計			
歳入	歳	(追) 加入額	
(追) 加入額	入	(項) 農業再保險収入	5,077,051,000
(修) 正減少額		(項) 一般会計より受入	
(項) 農業再保險収入		(修) 正減少額	
(款) 支払基金受入		(款) 農業再保險収入	▲ 1,046,690,000
(項) 再保險金支払基金勘定より受入		(項) 前年度繰越資金受入	▲ 1,046,690,000
(款) 管理費		(款) 支払基金受入	▲ 1,024,872,000
(項) 管理費		(項) 再保險金支払基金勘定より受入	▲ 1,024,872,000
(款) 管理費		(追) 農業再保險費	▲ 2,071,562,000
(項) 管理費		(項) 農業共済組合連合会等補助及交付金計	3,005,489,000
(款) 管理費		(追) 農業再保險費	2,872,902,000
(項) 管理費		(項) 農業共済組合連合会等補助及交付金計	1,157,459,000
(修) 正減少額		(追) 正減少額	4,030,361,000
(項) 事務費		(項) 予備正備費	▲ 1,024,872,000
(項) 事務費		(款) 予備正備費	3,005,489,000
サイロ及倉庫運営費		運輸省所管	
返還金調整勘定へ繰入 計		港湾整備勘定	
歳出	歳	港湾整備	
補正額	入	港湾整備	
農業共済再保険			
再保険金支払基金勘定			
(修正) 減少額		(追) 加入額	
(款) 農業共済再保険金支払基 金收入		(款) 他会計より受入	130,477,000
(款) 金收入		(項) 一般会計より受入	
		(款) 港湾管理者工事費負担金	58,965,000

(追) 港湾管理者工事費負担金 計	58,865,000	(款) 電気事業者等工事費負担 金収入	1,368,000
建 設 省 所 管 道 路 整 備 人	189,342,000	(追) 加 砂 防 事 業 費 計	748,935,000
(追) 加 額 (款) 他会計より受入	346,966,000	(追) 加 治 水 事 業 工 事 費 計	270,000,000
(款) 地方公共団体工事費負担 金収入	346,966,000	(追) 加 額 (款) 他会計より受入	478,935,000
(追) 地方公共団体工事費負担 金収入	121,002,000	(追) 加 額 (款) 地方公共団体工事費負担 金収入	748,935,000
(修 正 減 少 額) (款) 他会計より受入	467,968,000	(追) 加 額 (款) 他会計より受入	31,453,000
(修 正 減 少 額) (款) 一般会計より受入	12,000,000,000	(追) 加 額 (款) 地方公共団体工事費負担 金収入	7,199,000
(追) 加 額 (款) 道路事業工事事務費 正減少額	12,000,000,000	(追) 加 額 (款) 地方公共団体工事費負担 金収入	6,564,000
(修 正 減 少 額) (款) 日本道路公团出資金 歳 出 捕 正 額 治	11,532,032,000	(追) 加 額 (款) 電気事業者等工事費負担 金収入	6,564,000
治 水 勘 定	467,968,000	(追) 加 額 (款) 工事事務費等治水勘定へ 繰入	45,216,000
(追 加 額) (款) 他会計より受入	598,214,000	丁号 国庫債務負担行為補正 文 部 省 所 管 国 立 学 校	45,216,000
(款) 一般会計より受入	598,214,000	(事項) 学校施設特別整備 る契約を昭和40年度において結ぶことができる。	45,216,000
(款) 他 勘 定 より受 入	45,216,000	農 林 省 所 管 食 糧 管 理	45,216,000
(款) 特定多目的ダム建設工事 勘定より受入	45,216,000	輸 入 食 糧 管 理 勘 定 (事項) 輸入食糧の買入れ 00円」に改める。	45,216,000
地方公共団体工事費負担 金収入	104,137,000	特 定 土 地 改 良 工 事	104,137,000
(项) 地方公共団体工事費負担 金収入	104,137,000		

(外) 報 告		(内) 報 告	
(追) 加工事勘定へ繰入	22,000,000,000	(追) 一般会計より受入	50,000,000
(追) 工事勘定へ繰入	22,000,000,000	(追) 加工業損金	515,785,000
(追) 加化設備費	4,355,000,000	(追) 加収額	472,222,000
(追) 電車諸設備計	10,785,000,000	(追) 一般会計より受入	440,000,000
(追) 加化設備費	6,860,000,000	(修) 正事業益金	△ 385,012,000
資本勘定	22,000,000,000	(追) 収入補正額	385,012,000
(追) 加加備料	300,000,000	(追) 事業損金	104,987,000
(追) 電信電話計	9,692,600,000	(追) 事業損金	71,853,000
(追) 建設勘定へ繰入	9,992,600,000	(追) 事業損金	790,642,000
(追) 加建設勘定	9,992,600,000	(追) 事業損金	790,642,000
(追) 資本勘定より受入	9,992,600,000	(追) 建設勘定	906,006,000
(追) 加電話施設建設	7,376,750,000	電信電話施設費	日本開発銀行
(追) 電信電話合計	2,544,130,000	電信電話施設特別整備事業の工事を実施するため、10,000,000,000円を限り、昭和41年度において日本電信電話公社の負担となる契約を昭和40年度において結ぶことができる。	日本開発銀行
(追) 加商業益金	71,670,000	第一條 一般職の職員の給与に關する法律の「給与改正法」の「給与の改正」	日本開発銀行
(追) 加商業益金	9,992,600,000	第一條 一般職の職員の給与に關する法律の「給与改正法」の「給与の改正」	日本開発銀行
住宅金融公庫	15,785,000	第十一条第一項ただし書中「五百円をいいやうへんあは五百円」を「千五百円をいいやうへんあは一千五百円をいいやうへんあは一千五百円」に加算した額との差額の二分の一(二分の一)を五百円をいいやうへんあは一千五百円を加算した額に改め、同項及び同条第三項中「五百五十五円」を「五百五十五円」に改める。	日本開発銀行
(追) 加商業益金	500,000,000	第十九条の三第一項中「百分の二百十」を「百分の二百一十」に改める。	日本開発銀行
(追) 雜収入	15,785,000	別表第一から別表第八までを次のとおり改める。	日本開発銀行

第一條 一般職の職員の給与に關する法律の「給与改正法」の「給与の改正」

第十一条第一項ただし書中「五百円をいいやうへんあは五百円」を「千五百円をいいやうへんあは一千五百円をいいやうへんあは一千五百円」に加算した額との差額の二分の一(二分の一)を五百円をいいやうへんあは一千五百円を加算した額に改め、同項及び同条第三項中「五百五十五円」を「五百五十五円」に改める。

内閣総理大臣 佐藤 桂作

昭和四十年十二月二十四日 衆議院会議録第四号(一)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	78,800	57,400	47,600	38,600	29,600	23,800	20,500	15,500
2	82,800	60,500	50,000	40,800	31,700	25,500	21,600	16,100
3	86,800	63,600	52,400	43,000	33,800	27,200	22,700	16,700
4	90,800	66,700	54,800	45,200	35,900	29,100	23,800	17,300
5	94,800	69,800	57,200	47,400	38,000	31,000	25,300	17,900
6	98,800	72,900	59,600	49,600	40,100	32,900	26,800	18,700
7	102,800	76,000	62,000	51,800	42,200	34,800	28,400	19,600
8	106,800	79,000	64,300	54,000	44,300	36,700	30,100	20,500
9	110,800	82,000	66,600	56,100	46,200	38,500	31,800	21,400
10	114,500	84,600	68,900	58,200	48,100	40,300	33,500	22,300
11	117,700	86,800	71,200	60,300	50,000	42,100	34,800	23,300
12	119,900	89,000	73,500	62,300	51,600	43,700	36,100	24,300
13	122,100	90,900	75,800	64,300	53,200	45,300	37,400	25,400
14	124,200	92,800	78,100	66,300	54,300	46,400	38,300	26,500
15	126,300	94,700	79,800	68,300	55,400	47,500	39,200	27,200
16			81,500	70,300	56,400	48,500		27,900
17				71,900	57,400	49,500		28,600
18				73,500	58,400	50,500		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	31,200	23,800	20,700	15,700	13,300
2	32,900	25,100	21,700	16,400	13,900
3	34,600	26,500	22,700	17,100	14,500
4	36,300	28,000	23,800	17,800	15,100
5	38,000	29,600	24,900	18,700	15,700
6	39,700	31,200	26,000	19,700	16,300
7	41,400	32,600	27,200	20,700	16,900
8	42,900	34,000	28,400	21,700	17,500
9	44,400	35,400	29,700	22,600	18,400
10	45,900	36,700	31,000	23,500	19,300
11	47,200	38,000	32,100	24,400	20,100
12	48,400	39,300	33,200	25,300	20,900
13	49,600	40,400	34,300	26,100	21,700
14	50,700	41,500	35,400	26,900	22,400
15	51,800	42,500	36,400	27,700	23,100
16	52,800	43,500	37,400	28,500	23,800
17	53,800	45,500	38,400	29,300	24,400
18	54,800	45,300	39,100	30,100	25,000
19	55,700	46,100	39,800	30,800	25,600
20	56,600	46,900	40,500	31,500	26,200
21	57,500	47,700	41,200	32,200	26,800
22	58,400	48,500	41,900	32,900	27,500
23	59,300	49,200	42,500	33,600	28,200
24	60,200	49,900	43,100	34,200	28,900
25	61,100	50,600	43,700	34,800	29,600
26	62,000			35,400	30,200
27					30,800
28					31,400
29					32,000
30					32,600

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額						
1	66,700	57,400	44,200	34,900	27,700	22,700	16,800
2	69,800	60,500	46,400	37,000	29,600	23,800	17,500
3	72,900	63,600	48,600	39,100	31,500	25,300	18,200
4	76,000	66,700	50,800	41,200	33,400	26,800	18,900
5	79,000	69,800	53,000	43,300	35,300	28,400	19,600
6	82,000	72,300	55,200	45,400	37,200	30,100	20,500
7	84,600	74,600	57,400	47,500	39,100	31,800	21,400
8	87,200	76,900	59,600	49,600	41,000	33,500	22,300
9	89,500	78,900	61,700	51,500	42,800	35,200	23,300
10	91,800	80,900	63,800	53,400	44,600	36,900	24,300
11	93,900	82,700	65,900	55,300	46,400	38,200	25,700
12	96,000	84,500	67,900	56,900	48,000	39,500	27,100
13		86,300	69,900	58,500	49,600	40,800	28,000
14		88,100	71,900	59,600	50,600	41,700	28,800
15		89,900	73,900	60,700	51,600	42,600	29,600
16			75,900	61,700			
17			77,500				
18			79,100				
19			80,700				
20			82,300				
21			83,900				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額						
1	66,700	57,400	44,200	30,700	22,700	19,600	17,500
2	69,800	60,500	46,400	32,800	24,200	20,600	18,200
3	72,900	63,600	48,600	34,900	26,100	21,600	18,900
4	76,000	66,700	50,800	37,000	28,000	22,700	19,600
5	79,000	69,800	53,000	39,100	29,900	24,000	20,600
6	82,000	72,300	55,200	41,200	31,800	25,800	21,600
7	84,600	74,600	57,400	43,400	33,700	27,600	22,700
8	87,200	76,900	59,600	45,600	35,600	29,500	24,000
9	89,500	78,900	61,700	47,800	37,600	31,400	25,800
10	91,800	80,900	63,800	49,900	39,600	33,300	27,600
11	93,900	82,700	65,900	52,000	41,600	35,200	29,500
12	96,000	84,500	67,900	53,900	43,400	37,000	31,400
13		86,300	69,900	55,800	45,200	38,800	33,300
14		88,100	71,900	57,400	47,000	40,600	35,200
15		89,900	73,900	59,000	48,700	42,400	37,000
16			75,900	60,100	50,400	44,200	38,800
17			77,500	61,200	51,700	46,000	40,400
18			79,100	62,200	53,000	47,600	42,000
19			80,700	63,100	54,000	49,200	43,600
20			82,300	64,000	55,000	50,500	45,200
21			83,900	64,800	55,900	51,800	46,600
22				65,600	56,800	52,700	48,000
23				66,400	57,600	53,600	49,000
24					58,400	54,400	49,900
25					59,200	55,200	50,800
26					60,000	56,000	51,600
27						56,800	52,400
28						57,600	53,200
29							54,000
30							54,800

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 公安職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額							
1	66,700	57,400	44,200	34,900	27,700	22,700	17,100	14,600
2	69,800	60,500	46,400	37,000	29,600	23,800	17,900	15,200
3	72,900	63,600	48,600	39,100	31,500	25,300	18,700	15,800
4	76,000	66,700	50,800	41,200	33,400	26,800	19,600	16,400
5	79,000	69,800	53,000	43,300	35,300	28,400	20,500	17,100
6	82,000	72,300	55,200	45,400	37,200	30,100	21,500	17,800
7	84,600	74,600	57,400	47,500	39,100	31,800	22,500	18,600
8	87,200	76,900	59,600	49,600	41,000	33,500	23,600	19,400
9	89,500	78,900	61,700	51,500	42,800	35,200	24,900	20,300
10	91,800	80,900	63,800	53,400	44,600	36,900	26,300	21,300
11	93,900	82,700	65,900	55,300	46,400	38,400	27,800	22,300
12	96,000	84,500	67,900	56,900	48,000	39,700	29,300	23,300
13		86,300	69,900	58,500	49,600	41,000	30,800	24,600
14		88,100	71,900	59,600	50,600	42,200	32,300	25,900
15		89,900	73,900	60,700	51,600	43,400	33,800	27,100
16			75,900	61,700	52,600	44,300	35,100	28,200
17				77,500	53,600	45,200	36,400	29,200
18				79,100		46,100	37,400	30,200
19				80,700		47,000	38,400	31,200
20				82,300			39,200	32,100
21				83,900			40,000	33,000
22							40,800	33,800

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	58,700	44,900	34,000	25,400	18,300
2	61,800	47,700	36,700	26,900	19,100
3	64,900	50,500	39,300	28,400	20,100
4	68,200	53,300	41,900	29,900	21,300
5	71,500	56,100	44,300	31,800	22,700
6	74,800	58,600	46,700	33,800	24,100
7	78,100	61,100	49,100	35,800	25,400
8	81,400	63,600	51,500	37,800	26,600
9	84,400	65,800	53,700	39,700	27,800
10	87,400	68,000	55,700	41,600	29,000
11	90,400	69,900	57,300	43,200	30,400
12	92,700	71,800	58,900	44,800	31,800
13	95,000	73,200	60,200	46,400	33,200
14	97,100	74,600	61,500	48,000	34,500
15	99,200	76,000	62,800	49,300	35,800
16	101,300	77,400	64,100	50,600	37,100
17	103,400	78,800	65,400	51,800	38,200
18	105,400				39,300
19	107,400				40,400
20					41,400
21					42,400

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十年十二月二十四日 衆議院会議録第四号(一)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

口 海事職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級
	給俸月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	33,400	25,600	20,200	15,500
2	35,600	26,900	21,200	16,200
3	37,800	28,300	22,200	17,000
4	39,900	29,700	23,300	17,800
5	42,000	31,400	24,400	18,600
6	43,800	33,400	25,600	19,400
7	45,600	35,400	26,800	20,200
8	47,400	37,400	28,100	21,000
9	48,800	39,200	29,400	21,900
10	50,200	40,900	30,900	22,900
11	51,600	42,600	32,400	24,000
12	53,000	44,100	33,900	25,200
13	54,200	45,500	35,300	26,400
14	55,400	46,500	36,700	27,600
15	56,600	47,500	38,100	28,800
16	57,800	48,500	39,500	30,000
17	59,000	49,500	40,700	31,100
18	60,000	50,500	41,900	32,200
19	61,000	51,400	42,900	33,200
20	62,000	52,300	43,900	34,200
21	63,000	53,200	44,700	35,000
22	64,000	54,100	45,500	35,800
23	65,000		46,300	36,600
24				37,300

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給行(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	54,600	40,100	33,500	23,000	17,900
2	57,800	43,000	36,100	24,300	18,900
3	61,000	45,900	38,700	25,600	19,900
4	64,200	48,800	41,300	27,300	21,000
5	67,400	51,700	43,900	29,200	22,200
6	70,600	54,300	46,500	31,100	23,400
7	73,800	56,900	49,100	33,100	24,700
8	77,000	59,400	51,100	35,200	26,300
9	80,200	61,800	53,100	37,300	28,100
10	83,400	64,200	55,100	39,400	30,000
11	86,600	66,600	57,100	41,500	32,000
12	89,800	69,000	59,000	43,600	34,000
13	93,000	71,200	60,900	45,700	36,000
14	96,100	73,400	62,700	47,300	38,000
15	99,200	75,600	64,500	48,900	40,000
16	102,300	77,800	66,300	50,500	42,000
17	105,400	79,600	68,100	52,100	43,600
18	108,200	81,600	69,900	53,300	45,200
19	111,000	83,400	71,700	54,500	46,400
20	113,800	85,200	73,500	55,700	47,600
21	116,600	86,700	75,000	56,800	48,800
22	119,400	88,200	76,500	57,900	50,000
23	122,100	89,700	78,000	59,000	51,000
24	124,200	91,100	79,500	60,100	52,000
25	126,300	92,500	80,700	61,200	53,000
26			81,900	62,300	54,000
27			83,100	63,400	55,000

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の1等級の23号俸から25号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表2

号 俸	職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1		46,100	円	21,600	円	16,500	円
2		48,200		23,000		17,200	
3		50,400		24,200		17,900	
4		52,600		25,400		18,700	
5		54,800		26,700		19,800	
6		57,200		28,400		20,900	
7		59,600		30,100		22,000	
8		62,000		31,900		23,100	
9		64,400		33,900		24,300	
10		66,800		35,900		25,500	
11		69,200		38,000		27,100	
12		71,600		40,000		28,800	
13		73,900		42,000		30,700	
14		76,200		44,000		32,600	
15		78,500		46,000		34,500	
16		80,800		48,000		36,400	
17		83,100		50,000		38,200	
18		85,100		52,000		40,000	
19		87,100		54,000		41,800	
20		89,100		56,000		43,200	
21		91,100		58,000		44,600	
22		92,700		60,000		45,800	
23		94,300		62,000		47,000	
24		95,900		64,000		47,900	
25		97,500		66,000		48,800	
26				68,000		49,700	
27				70,000		50,600	
28				71,900		51,500	
29				73,500		52,400	
30				75,100		53,300	
31				76,600		54,200	
32				78,100		55,100	
33				79,500			
34				80,900			
35				82,100			
36				83,300			
37				84,500			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

号 俸	職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1		37,200	円	18,700	円	16,500	円
2		39,200		20,200		17,200	
3		41,200		21,600		17,900	
4		43,200		23,000		18,700	
5		45,300		24,100		19,800	
6		47,400		25,200		20,900	
7		49,400		26,400		22,000	
8		51,400		28,000		23,100	
9		53,400		29,600		24,200	
10		55,400		31,300		25,300	
11		57,400		33,200		26,700	
12		59,400		35,200		28,100	
13		61,400		37,200		29,700	
14		63,400		39,100		31,300	
15		65,400		41,000		32,800	
16		67,400		42,900		34,300	
17		69,400		44,800		35,700	
18		71,300		46,700		37,100	
19		72,900		48,600		38,300	
20		74,500		50,400		39,500	
21		76,100		52,100		40,400	
22		77,700		53,800		41,300	
23		79,100		55,300		42,200	
24		80,500		56,700		43,100	
25		81,700		58,100			
26		82,900		59,500			
27		84,100		60,800			
28		85,300		62,100			
29				63,400			
30				64,600			
31				65,800			
32				67,000			
33				68,100			
34				69,200			
35				70,300			
36				71,400			
37				72,500			
38				73,600			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	86,500	45,900	33,500	24,200	18,700
2	89,700	48,600	36,100	25,400	20,200
3	92,900	51,300	38,700	26,700	21,600
4	96,000	53,900	41,300	28,400	23,000
5	99,100	56,600	43,900	30,100	24,200
6	102,200	59,300	46,500	31,900	25,400
7	105,300	62,000	49,100	33,900	26,700
8	108,200	64,700	51,700	35,900	28,400
9	111,000	67,400	54,300	38,000	30,100
10	113,800	70,600	56,900	40,000	31,900
11	116,600	73,800	59,400	42,000	33,800
12	119,400	77,000	61,800	44,000	35,700
13	122,100	80,200	64,200	46,000	37,600
14	124,300	83,400	66,600	48,000	39,400
15	126,400	86,600	69,000	50,000	41,200
16		89,800	71,200	52,000	48,000
17		93,000	73,400	54,000	44,500
18		96,100	75,600	56,000	46,000
19		99,200	77,600	58,000	47,200
20		102,300	79,600	60,000	48,400
21		104,900	81,600	62,000	49,600
22		107,000	83,400	64,000	50,600
23		109,100	85,200	66,000	51,600
24			86,600	68,000	52,600
25				70,000	53,600
26				71,900	54,600
27				73,500	
28				75,100	
29				76,600	
30				78,100	
31				79,500	
32				80,900	
33				82,100	
34				83,300	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	50,400	32,000	20,900	17,900	15,500
2	52,900	34,400	22,200	18,800	16,100
3	55,400	36,800	23,500	19,800	16,700
4	57,900	39,200	25,000	20,800	17,300
5	60,700	41,500	26,900	22,000	17,900
6	63,500	43,800	29,000	23,200	18,800
7	66,600	46,100	31,100	24,500	19,800
8	69,700	48,200	33,200	26,200	20,800
9	73,100	50,300	35,300	27,900	21,800
10	76,500	52,400	37,400	29,900	22,800
11	80,100	54,400	39,500	31,900	23,900
12	83,700	56,400	41,600	33,900	25,100
13	87,400	58,400	43,700	35,900	26,300
14	91,200	60,400	45,800	37,900	27,500
15	95,000	62,400	47,900	39,900	28,400
16	98,800	64,400	49,700	41,800	29,300
17	102,300	66,200	51,500	43,300	30,200
18	105,600	68,000	53,300	44,800	
19	108,900	69,800	55,100	46,200	
20	111,400	71,400	56,500	47,400	
21	113,800	73,000	57,900	48,600	
22	116,200	74,600	59,100	49,800	
23	118,600	76,000	60,300	50,600	
24	120,700	77,400	61,500	51,600	
25	122,800	78,800	62,700	52,600	
26		80,200	63,900	53,600	
27		81,600	65,100		
28		83,000			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十年十二月二十四日 衆議院会議録第四号(一)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	73,800	52,000	40,400	26,200
2	77,000	55,100	43,300	28,100
3	80,200	58,200	46,200	30,000
4	83,400	61,300	49,100	31,900
5	86,600	64,400	52,000	34,300
6	89,800	67,500	54,600	36,800
7	92,700	70,600	57,200	39,300
8	95,600	73,700	59,800	41,900
9	98,500	76,700	62,300	44,500
10	101,400	79,700	64,800	47,100
11	103,900	82,400	67,300	49,700
12	106,400	85,100	69,700	51,600
13	108,900	87,600	72,100	53,500
14	111,400	89,600	74,000	55,400
15	113,800	91,600	75,600	57,300
16	116,200	93,300	77,200	59,200
17	118,600	95,000	78,600	61,000
18	120,700	96,700	80,000	62,800
19	122,800	98,400	81,400	64,400
20			82,800	66,000
21			84,200	67,300
22				68,600
23				69,900

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	59,500	42,700	27,600	20,500	17,900	16,100
2	62,700	45,100	29,700	21,600	18,700	16,700
3	65,900	47,500	31,800	22,700	19,600	17,300
4	69,100	49,900	33,900	23,800	20,500	17,900
5	72,300	52,300	36,000	25,500	21,500	18,700
6	75,400	54,700	38,100	27,200	22,600	19,600
7	78,500	57,000	40,200	29,000	23,700	20,500
8	81,100	59,300	42,300	30,800	25,100	21,400
9	83,700	61,300	44,400	32,700	26,600	22,200
10	85,800	63,300	46,300	34,700	28,200	22,900
11	87,900	65,300	48,200	36,700	29,900	23,600
12	89,600	67,100	50,100	38,500	31,600	24,300
13	91,300	68,900	51,800	40,300	33,300	25,000
14	92,900	70,700	53,500	42,100	34,800	
15	94,500	72,100	54,900	43,600	36,100	
16	96,100	73,500	56,300	45,100	37,400	
17		74,900	57,300	46,200	38,300	
18		76,300	58,300	47,300	39,200	
19				48,300	39,900	
20				49,300	40,600	
21				50,100		
22				50,900		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	35,400	27,000	19,700	16,500
2	37,500	28,900	20,700	17,300
3	39,600	31,000	21,700	18,100
4	41,700	33,100	22,700	18,900
5	43,800	35,200	23,800	19,700
6	45,900	37,100	25,200	20,600
7	47,800	39,000	26,700	21,600
8	49,700	40,900	28,200	22,600
9	51,600	42,800	29,700	23,700
10	53,300	44,500	31,300	25,000
11	55,000	46,200	32,900	26,300
12	56,700	47,600	34,500	27,700
13	58,100	49,000	35,900	29,100
14	59,500	50,400	37,300	30,300
15	60,900	51,400	38,300	31,500
16	62,300	52,400	39,300	32,300
17	63,700	53,300	40,200	33,100
18	64,900	54,200	41,100	33,900
19	66,100	55,100	42,000	34,700
20	67,300	56,000	42,900	35,500
21	68,400	56,900	43,800	
22	69,500	57,800		
23	70,500	58,700		
24	71,500			
25	72,500			
26	73,500			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
1	170,000 円	108,700 円
2	180,000	113,400
3	190,000	118,100
4	200,000	122,800
5	210,000	127,500
6	220,000	132,200
7	240,000	136,900
8		141,600
9		146,300

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十年十二月二十四日

衆議院会議録第四号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

八六

別表第三を次のように改める。

別表第三

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十年八月十三日付勅告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに通勤手当及び期末手当の改正を行なうとともに、あわせて扶養手当等の支給方法に関する制度の合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

俸給月額を改定し、並びに通勤手当及び期末手当の改正を行なうとともに、あわせて扶養手当等の支給方法に関する制度の合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則別表 昇給期間の短縮される号俸の表

職務の等級 俸給表	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表(一)				1~3	2~8	6~12	9~15	
行政職俸給表(二)	2~12	8~18	11~21	18~28	25~31			
税務職俸給表			1	1~6	4~10	7~13		
公安職俸給表(一)			1	2~8	7~13	10~16	13~19	
公安職俸給表(二)			1	1~6	4~10	7~13	13~19	17~23
海事職俸給表(一)		1~5	4~10	9~15	15~21			
海事職俸給表(二)	4~10	9~15	14~20	20~26				
教育職俸給表(一)			1~6	3~9	9~15	12~18		
教育職俸給表(二)		9~15	15~21					
教育職俸給表(三)	1~4	12~18	15~21					
研究職俸給表			2~8	9~15	12~18			
医療職俸給表(一)				1~6	7~13			
医療職俸給表(二)			4~10	9~15	12~18			
医療職俸給表(三)	1~5	4~10	10~16	14~16				

備考 (一) この表中「1」とあるのは「1号俸」を示し、「1~3」等とあるのは「1号俸から3号俸までの号俸」等を示す。

(二) この表に掲げる職務の等級及び号俸は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第六号)による改正前的一般職の職員の給与に関する法律の規定による職務の等級及び号俸を示す。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十年十二月二十日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

官職名	俸給月額
秘書官	八号俸 九五、五〇〇円
七号俸	八六、〇〇〇円
六号俸	七六、五〇〇円
五号俸	六八、〇〇〇円
四号俸	六〇、〇〇〇円
三号俸	五二、五〇〇円
二号俸	四五、〇〇〇円
一号俸	四〇、〇〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。

2 改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和四十年九月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に秘書官に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与にする。

に関する法律の規定による給与の内訳とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定の例に準じて、特別職の職員のうち秘書官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

昭和四十年十二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

- 第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の二項を加える。
- 9 昭和二十年八月十五日に現に恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十一条に規定する軍人（以下この項において「軍人」という。）であつた者で昭和二十八年八月一日から昭和三十二年六月三十日までの間に保安官、警備官又は自衛官（以下この項において「自衛官等」という。）となつたもの（政令で定める者を除く。）の國家公務員等退職手当法第七条第一項の規定による勤続期間の計算については、その者の軍人であつた期間は、政令で定めるところにより、その者の最初に開始する自衛官等としての在職期間に引き続いたものとみなす。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
第一条 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。
第十八条第二項中「四千百十円」を「四千六百四十円」に改める。
第十九条第二項中「百分の二百十」を「百分の二百二十」に改める。

第二十五条第二項中「八千二百円」を「九千二百円」に改める。

附則中第十五項を第十六項とし、第九項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の二項を加える。

別表第一 参事官等俸給表

号俸	指 定 職		職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	
	俸 給 月 額			号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
	甲	乙						
1	170,000	121,300	1	87,800	64,000	53,100	35,400	
2	180,000	126,500	2	92,300	67,000	55,800	37,700	
3	190,000	131,700	3	96,800	71,000	58,500	40,100	
4	200,000	136,900	4	101,300	74,500	61,200	43,000	
5	210,000	142,200	5	105,800	77,900	63,900	45,500	
6		147,500	6	110,300	81,300	66,500	48,000	
7		152,800	7	114,700	94,700	69,100	50,500	
8		158,000	8	119,100	88,100	71,700	52,900	
9		163,200	9	123,500	91,400	74,300	55,300	
			10	127,700	94,300	76,900	57,700	
			11	131,300	96,800	79,500	60,100	
			12	133,800	99,200	82,000	62,500	
			13	136,200	101,400	84,500	64,900	
			14	138,600	103,500	87,000	67,200	
			15	140,900	105,600	89,000	69,500	
			16			90,900	71,800	
			17				74,000	
			18				76,200	
			19				78,400	
			20				80,200	
			21				82,000	

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
俸給月額								
円 33,400	円 30,800	円 24,100	円 20,300	円 19,100	円 16,900	円 15,300	円 14,100	円 13,300
35,600	31,800	26,200	22,000	20,300	18,000	16,100		
37,800	33,000	28,300	24,100	21,700	19,100	16,900		
40,100	35,100	30,400	26,200	23,700	20,200	17,700		
42,400	37,200	32,500	28,300	25,700	21,300			
44,600	39,300	34,600	30,400	27,600	22,400			
46,800	41,500	36,800	32,500	28,800				
48,700	43,700	39,000	34,300	29,900				
50,600	45,800	40,900	35,700	31,000				
52,400	47,700	42,700	37,100	32,000				
54,100	49,600	44,500	38,400	32,900				
55,600	51,400	46,200	39,600	33,800				
57,100	53,100	47,800	40,700					
58,500	54,700	49,400	41,800					
59,900	56,000	50,700	42,900					
61,200	57,200	51,800	43,900					
62,400	58,300	52,800						
63,500	59,400	53,800						
64,600	60,500	54,800						
	61,600	55,800						

の官職を占める者で政令で指定するものとする。

第二条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第十三条 第二項及び第三項を次のように改める。

扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合にはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合にはその事が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始について実が生じた場合にはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、三月一日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

扶養手当は、これを受けている職員にきら

に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部について同項第二号に掲げる事実が生じた場合に

は、これら的事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第十八条の二第一項前段を次のように改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に改める。

期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（予備自衛官を除く。以下この条において同じ。）に対し、それ基準日から算して十五日をこなす範囲内において政令で定める日に支給する。第十八条の二第二項中「支給日」を「基準日」に改め、同項中「以下次条第二項において同

じ。」を削り、同項中「六月十五日」を「六月」に、「十一月十五日」を「十一月」に改める。

第十八条の三第一項を次のよう改める。

勤勉手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（予備自衛官及び学生を除く。以下この条において同じ。）に対し、次に掲げる区分に応ずる期間における者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこなす範囲内において政令で定める日に支給する。これらの基準日前一日以内に退職し、又は死亡した者に於けるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこなす範囲内において政令で定める日に支給する。

勤勉手当を除く。）についても、同様とする。

第一項第一号中「支給日現在」を「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）」に改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に改め、同項第一号中「三月十五日」を「三月一日」に改め、同項第二号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日以前六月以内の期間」に改める。

第十八条の三第二項前段中「支給日現在」を「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）」に改め、同項第一号中「三月十五日」を「三月一日」に改め、同項第二号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日」に改める。

第二十二条第六項中「期末手当の支給日」を「基準日」に改め、同項第一号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日」に改め、同項第二号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日」に改める。

第二十三条第六項中「期末手当の支給日」を「基準日」に改め、同項第一号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日」に改め、同項第二号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日」に改める。

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第十二項から第十四項までの規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

（俸給の切替え）

昭和四十年九月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、次項及び附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が履いていた職務の等級（自衛官にあっては、階級をいり、以下同じ。）における俸給の幅のうちのその者が受けた俸給月額に對応する当該職務の等級における号俸と同一のその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号 俸	陸 海 空	將 將 將	陸 海 空	將 補 補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額	
	甲	乙	丙					
1	170,000	122,900	92,200	78,200	64,300	54,100	49,200	40,900
2	180,000	128,200	96,600	81,600	67,700	56,600	51,600	43,200
3	190,000	133,500	101,000	85,100	71,200	59,100	54,100	45,600
4	200,000	138,800	105,500	88,500	74,700	61,500	56,600	48,000
5	210,000	144,100	110,000	91,800	78,200	63,900	59,000	50,400
6		149,400	114,500	94,900	81,600	66,300	61,400	52,800
7		154,700	119,000	97,900	85,000	68,700	63,700	55,200
8		160,000	123,400	100,800	88,400	71,100	65,900	57,500
9		165,300	127,500	103,400	91,700	73,400	68,000	59,800
10			131,000	106,000	94,100	75,700	70,100	62,100
11				133,500	108,300	96,500	77,900	72,200
12				135,900	110,600	98,600	80,100	74,000
13					112,800	100,500	82,300	75,800
14						102,400	84,500	77,600
15							86,400	79,300
16							88,300	81,000
17							90,100	82,500
18							91,900	83,900
19							93,700	85,300
20							95,400	86,700
21							97,100	88,100

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚會議の議長その他の

4
4 切替日の前日において防衛省職員給与法(以下「法」という。)別表第一の指定職の甲欄若しくは乙欄又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十一年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第八の甲欄若しくは乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、それぞれその者の切替日における切替による俸給月額に対応する号俸と同一の号俸による額とする。
(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)
附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(總理府令で定める職員については、總理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)
切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、政令で定める。

（扶養手当の内払）
昭和四十一年一月一日前に新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に法第十三
条第一項第一号に掲げる事実が生じた場合には
いて、これらの職員が、同日以後それぞれその
者が職員となつた日又は同号に掲げる事実が生
じた日から十五日（自衛官については、三十日）
以内に同項の規定による届出をしたときにおける
該届出に係る事実に係る扶養手当の支給の
開始又はその支給額の改定については、なほ從
前の例による。

同条の規定による改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めることによる。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準する職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において異動の度合いを考慮して定めることにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

附則第三項から前項までの規定の適用については、により職員が属していた職務の等級及びその基づかれていた俸給月額は、同法及びこれに従つて定められたものでなければならぬ。

官 報 (号 外)

附則別表 昇給期間が短縮される号俸の表

イ 参事官等についての表

俸 級 表	職務の等級	3 等 級						
		1 ~ 3						
事務次官、議長及び参事官等俸給表								

ロ 事務官等についての表

俸 級 表	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
		1 ~ 3	2 ~ 8	6 ~ 12	9 ~ 15	12 ~ 18	18 ~ 28	25 ~ 31
行政職俸給表 (一)					1 ~ 3	2 ~ 8	6 ~ 12	9 ~ 15
行政職俸給表 (二)		2 ~ 12	8 ~ 18	11 ~ 21	18 ~ 28	25 ~ 31		
教育職俸給表 (一)				1 ~ 6	3 ~ 9	9 ~ 15	12 ~ 18	
教育職俸給表 (二)			9 ~ 15	15 ~ 21				
研究職俸給表				2 ~ 8	9 ~ 15	12 ~ 18		
医療職俸給表 (一)					1 ~ 6	7 ~ 13		
医療職俸給表 (二)				4 ~ 10	9 ~ 15	12 ~ 18		
医療職俸給表 (三)		1 ~ 5	4 ~ 10	10 ~ 16	14 ~ 16			

ハ 自衛官についての表

階 俸 給 級 表	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹
	3等海佐	1等海尉	2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹
	3等空佐	1等空尉	2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹
自衛官俸給表	1	1 ~ 4	2 ~ 8	5 ~ 11	5 ~ 11	7 ~ 13	8 ~ 10

備考 これらの表中「1 ~ 3」等とあるのは、「防衛厅職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七号)による改正前の法の規定による1号俸から3号俸までの号俸」等を示す。

判 事 補 十 一 号	判 事 補 八 九 十 号										判 事 補 八 七 六 五 四 三 二 一 号										右 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	理由 一般職に属する国家公務員の例に準じて、防衛 庁職員の俸給月額等を改定し、並びに期末手当の支 給方法に関する制度の合理化を図るほか、自衛官 の退職手当の算定に関する特例を設ける必要があ る。これが、この法律案を提出する理由である。		
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二		
三七、一〇〇円	三九、一〇〇円	四三、四〇〇円	四五、六〇〇円	五一、七〇〇円	五六、一〇〇円	六六、八〇〇円	七三、三〇〇円	八〇、七〇〇円	九一、二〇〇円	九六、五〇〇円	一〇七、〇〇〇円	一一七、六〇〇円	一二八、一〇〇円	一四三、六〇〇円	一五九、二〇〇円	一六六、五〇〇円	一七三、三〇〇円	一八〇、七〇〇円	一九〇、〇〇〇円	二〇〇、一〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二二〇、一〇〇円	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	理由 一般職に属する国家公務員の例に準じて、防衛 庁職員の俸給月額等を改定し、並びに期末手当の支 給方法に関する制度の合理化を図るほか、自衛官 の退職手当の算定に関する特例を設ける必要があ る。これが、この法律案を提出する理由である。

国会に提出する。
昭和四十一年十二月二十日
内閣総理大臣 佐藤 栄作
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
別表中判事の項、判事補の項及び簡易裁判所判
事の項を次のよう改める。

法律第七十五号の一部を次のように改める。
別表中判事の項、判事補の項及び簡易裁判所判
事の項を次のよう改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。
2 判事（裁判官の報酬等に関する法律第十五条に定める報酬月額の報酬を受ける者を除く）、判事補及び簡易裁判所判事が昭和四十年九月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

一般の政府職員の給与改定に伴い、一部の裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この理由

法律案を提出する理由である。
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和四十年十一月二十日

内閣総理大臣 佐藤 築作

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

別表中検事の項及び副検事の項を次のように改める。

十 二 号		三五、〇〇〇円
一 号		一四三、六〇〇円
二 号		一二八、一〇〇円
三 号		一一七、六〇〇円
四 号		一〇七、〇〇〇円
五 号		九六、五〇〇円
六 号		九一、二〇〇円
七 号		八〇、七〇〇円
八 号		七三、三〇〇円
九 号		六六、八〇〇円
十 号		六〇、四〇〇円
十一 号		五六、一〇〇円
十二 号		五一、七〇〇円
十三 号		四三、四〇〇円
十四 号		三九、一〇〇円
十五 号		三七、一〇〇円
十六 号		三五、〇〇〇円
十七 号		

副 檢 事	檢
十 一 号	一 号
十 二 号	二 号
十 三 号	三 号
十 四 号	四 号
十 五 号	五 号
十 六 号	六 号
十 七 号	七 号
十 八 号	八 号
十 九 号	九 号
二十 号	十 号
二十 一 号	十一 号
二十 二 号	十二 号
二十 三 号	十三 号
二十 四 号	十四 号
二十 五 号	十五 号
二十 六 号	十六 号
二十 七 号	十七 号
二十 八 号	十八 号
二十 九 号	十九 号
三十 号	二十 号

十 四 号

十一 五 号

六 号

三五、〇〇〇円
二九、八〇〇円
二八、八〇〇円費三億九千六百万円である。
中小企業信用保険公庫出資金
一、〇〇〇百万円右の追加額は、中小企業信用保険公庫の
融資基金を増額するため同公庫に対しても追
加出資するものである。道路整備特別会計へ繰入
二、八三〇百万円右の追加額は、揮発油税収入の減少等に
伴う揮発油税等財源の道路整備特別会計へ
の繰入れの修正減少額を補てんするため、
同特別会計への繰入れを追加するに必要な
経費である。その他の
三、七八二百万円右の追加額は、揮発油税収入の減少等に
伴う揮発油税等財源の道路整備特別会計へ
の繰入れの修正減少額を補てんするため、
同特別会計への繰入れを追加するに必要な
経費である。右の追加額は、中小企業信用保険公庫の
融資基金を増額するため同公庫に対しても追
加出資するものである。道路整備特別会計へ繰入
一、〇〇〇百万円右の追加額は、揮発油税収入の減少等に
伴う揮発油税等財源の道路整備特別会計へ
の繰入れの修正減少額を補てんするため、
同特別会計への繰入れを追加するに必要な
経費である。既定経費の節減
一一、八三〇三百万円既定経費の節減
一一、八三〇三百万円昭和四十年度特別会計補正予算(特第2号)
に関する報告書本補正予算の要旨
一、本補正予算は、緊急対策及び一般会計補正予算等に関連して、それぞれ所要の補正を行なうものである。本補正予算のうち、主な特別会計の概略は次の通りである。

特別会計について、それぞれ所要の補正を行なうものである。本補正予算のうち、主な特別会計の概略は次の通りである。

本補正予算は、緊急対策及び一般会計補正予算等に關連して、國債整理基金特別会計等十五

特別会計について、それぞれ所要の補正を行なうものである。本補正予算のうち、主な特別会計の概略は次の通りである。

附則
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。検事及び副検事が昭和四十一年九月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由
 一般の政府職員の給与改定に伴い一部の検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十一年度一般会計補正予算(第3号)に関する報告書

一 本補正予算の要旨

本補正予算は、租税及印紙収入の大幅な減少

と公務員給与の改善、災害対策等の追加財政需

要とに対応するため、所要の補正措置を講じた

ものである。

今回の補正の結果、昭和四十一年度一般会計予

算は次の通りとなる。

歳入
 三、七四四、七二五百万円

歳出
 三、七四四、七二五百万円

次に、予算補正の概略は次の通りである。

歳入
 一、租税及印紙収入

(△三五九、〇〇六百万円)

勘定して増減収見込額より算出したもので

ある。

2 専売納付金

(△三、八七六百万円)

3 公債金

(△一五九〇〇百万円)

右の減少額は、最近までの収納実績等を

勘定して増減収見込額より算出したもので

ある。

4 3 雜取入

(△四五二、五七四百万円)

右の減少額は、最近までの収納実績等を

勘定して増減収見込額より算出したもので

ある。

5 前年度剩余金受入

(△一八、六六六百万円)

右の追加額は、日韓国交の正常化に伴い

必要な経費であつて、その内訳は、永住許

可事務処理費三千九百万円、韓國經濟協力

費十八億円、大蔵省証券券は一時借入金の最高額

を二千億円から四千億円に増額している。

6 日韓国交正常化関係費

(△六、二三五百万円)

右の追加額は、日韓国交の正常化に伴い

必要な経費であつて、その内訳は、永住許

可事務処理費三千九百万円、韓國經濟協力

費十八億円、大蔵省証券券は一時借入金の最高額

を二千億円から四千億円に増額している。

7 付金

(△三十九億九千九百万円)

右の追加額は、日韓国交の正常化に伴い

必要な経費であつて、その内訳は、永住許

可事務処理費三千九百万円、韓國經濟協力

費十八億円、大蔵省証券券は一時借入金の最高額

を二千億円から四千億円に増額している。

8 表

費三億九千六百万円である。

中小企業信用保険公庫出資金
一、〇〇〇百万円

右の追加額は、中小企業信用保険公庫の

融資基金を増額するため同公庫に対しても追

加出資するものである。

9 道路整備特別会計

右の追加額は、揮発油税収入の減少等に

伴う揮発油税等財源の道路整備特別会計へ

の繰入れの修正減少額を補てんするため、
同特別会計への繰入れを追加するに必要な

経費である。

10 その他

右の追加額は、揮発油税収入の減少等に

伴う揮発油税等財源の道路整備特別会計へ

の繰入れの修正減少額を補てんするため、
同特別会計への繰入れを追加するに必要な

経費である。

11 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

12 別会計繰入の増額

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

13 予備費の減額△

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

14 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

15 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

16 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

17 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

18 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

19 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

20 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

21 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

22 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

23 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

24 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

25 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

26 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

27 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定、農産物等安定勘定及び

砂糖類勘定へそれぞれ繰り入れるために必

要な経費である。

28 既定経費の節減

右の追加額は、一般会計から食糧管理特

別会計の調整勘定

四十年度産国内米の政府買入価格が、当初予算の予定価格を上回つて定められたこと等に伴い、国内米買入費百一億二千百万円を追加する等の補正を行なうものである。

(2) 輸入食糧管理勘定
外国産米の買入数量が、当初予算の予定数量に比べ増加すること等に伴い、輸入食糧買入費五十九億六千四百万円を追加する等の補正を行なうものである。

(3) 業務勘定
政府職員の給与改善等のため、事務費一千三百萬円を追加する等の補正を行なうものである。

農業共済再保險特別会計

農業勘定
歳入においては、異常気象、台風等の災害による水稲、陸稻等の減収による再保險金支払財源の不足見込額等合計五十億七千七百万円を一般会計から受け入れるとともに、前年度繰越資金受入等合計二十億七千二百萬円を修正減少するものである。

また、歳出においては、再保險金の支払見込に基づく再保險金等合計四十億三千万円を追加するとともに、再保險金支払基金勘定からの受け入れの減少に伴い、予備費一千五百萬円を修正減少するものである。

再保險金支払基金勘定
歳入においては、前年度繰越資金受入等合計十三億三千万円を修正減少するとともに、歳出においては、農業勘定へ繰入等合計十三億三千万円を修正減少するものである。

郵政事業特別会計

年度途中に支払現金に不足を生ずる見込みなので、予算総則で、一時借入金をし、融通証券を発行し又は国庫余裕金の繰り使用をすることのできる最高額を三十億円と定めるものである。

7 道路整備特別会計
日本道路公团出资金百二十億円を減額し、一般会計からの受入れを同額減額することとし、政府職員の給与改善のため、道路事業工事費四億六千八百万円を追加する等の補正を行なうものである。

8 治水特別会計
(1) 治水勘定
本年の台風等の灾害に伴つて緊急砂防事業費二億七千万円を追加する等の補正を行なうものである。

(2) 特定多目的ダム建設工事勘定
政府職員の給与改善のため、治水勘定へ繰入四千五百万円を追加する等の補正を行なうものである。

9 各特別会計における国庫債務負担行為の追加
最近の経済情勢にかんがみ、次の各特別会計において、国庫債務負担行為の計上を行なうものである。

会計名	単位	契約限度額
国立学校特別会計	一百〇〇〇	一〇、〇〇〇
特定土地改良工事特別会計	四五三	四五三
港湾整備特別会計	五、二〇〇	五、二〇〇
治水特別会計	一五、〇〇〇	一九、五〇〇
四〇、一五三	四〇、一五三	

なお、前記の八特別会計以外は、いずれも公務員の給与改善及び既定経費の節減等に関連する補正である。

二 本補正予算の可決理由
本補正予算是、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊急を要する経費について補正可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党の川俣清吾君外十四名より「昭和四十年度一般会計補正予算(第3号)、昭和四十年度特別会計補正予算特第2号)及び昭和四十年度政府関係機関補正予算(機第2号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

昭和四十年十二月二十四日

衆議院議長 山口喜久一郎殿

1 日本国鉄道
景気対策のための工事規模の拡充、災害復旧及び緊急保安対策等の実施のため、改良費二百二十億円及び修繕費等三百七十五億九千五百万円を追加することとし、この財源として、鉄道債券の発行等により四百九十六億円(うち財政投融資二百五十億円)を追加するものである。

2 日本電信電話公社
景気対策のため加入電話三万個を増設するため、建設費九十九億九千三百萬円を追加することとし、この財源として、電信電話債券九十六億九千三百万円(うち財政投融資五十五億円)及び設備料三億円を追加するものである。

3 住宅金融公庫
景気対策のため住宅融資事業を百九十億円追加することとし、このうち四十年度の資金交付額百十四億円を資金運用部資金より追加借り入れるとともに、四十年度の産業投資特別会計からの出資金を二十五億円減額し、これによる支払利息の増加等に伴い、所要の補正を行なうものである。

4 農林漁業金融公庫
四十年度の産業投資特別会計からの出資金を百億円減額して、資金運用部資金借り入れることとし、これによる支払利息の増加等に伴い、所要の補正を行なうものである。

5 公営企業金融公庫
景気対策のため、地方公共団体の行なう上水道建設事業を促進するため、債券発行五十億円を追加するとともに、予算総則に定められた公募の公営企業債券の発行限度額を三百四十億円から三百九十九億円に改めるものである。

6 日本開発銀行
景気対策のため、外航船舶の建造量を増加するため、資金運用部資金二百億円を追加する等のため、資金運用部資金二百億円を追加するものである。

二 本補正予算の要旨及び目的
改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は、昭和四十年八月十三日付の給与改定に関する人事院勧告を昭和四十年九月一日から、また扶養手当並びに期末・勤勉手当の支給方法についての制度の合理化を昭和四十一年一月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 俸給表の改定
全俸給表の俸給月額を現行俸給月額より一千二百円ないし四千九百円程度引き上げた額とすること。(改率は平均六.四%)

なお、事務次官、大学学長などに適用されている指定期間給表(甲)の俸給月額は、人事院勧告どおり据え置きとなつてある。

2 諸手当の改定
(1) 通勤手当について、交通機関等を利用する者に対する現行の支給限度額九百円を一千百円に引き上げるとともに、運賃相当額の一(五百円を限度とする)を支給することとし、自転車等の使用者に対する支給月額を五十円増額して四百五十円(原動機付のもの場合は五百円)とすること。
(2) 十二月に支給する期末手当を〇・一月分増額し、二・二月分とすること。

3 諸手当の支給制度の合理化
(1) 扶養手当の支給は、月の中途中にかかる場合には日割計算で行なうこととなつていてが、これを月単位とする月額支給に改めること。

(2) 期末・勤勉手当は、六月十五日、十二月十五日及び三月十五日の在職者に対しそれぞれ同日支給することになつていてが、この在職日と支給日とを切りはなしして、受給権の確定日は六月一日、十二月一日及び三月一日とし、手当の支給日はそれぞれの日から十五日以内に人事院規則で定める日とすること。その他、中位等級の一部の在職者に対する次期昇給期間の三月短縮の措置、俸給の切替え方法、切替えに伴う措置等を附則に規定している。

二 議案の可決理由
昭和四十年八月十三日付の一級職員の給与改定に因る人事院勧告の趣旨並びに現下の財政事情等にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年九月分より昭和四十年三月分までとして、一般会計所屬職員分(ただし防衛庁職員を除く特別職の職員の分を含む)約百一億七千万円、特別会計所屬職員分(約六十八億六千六百万円)が昭和四十年度補正予算(第3号、特第2号)に計上されている。右報告する。

昭和四十年十二月二十四日

内閣委員長 河本 敏夫

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

一般職の職員の給与に関する法律の一編を改正する法律案に対する附帯決議
公務員の給与については、政府は、人事院勧告制度の趣旨にかんがみ、今後これを完全に実施し得るよう予算措置を講ずることに最善を尽すべきである。右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

その他、自衛官の退職手当の算定についての特例を設け、昭和二十年八月十五日において軍人であつた者で昭和二十八年八月一日から昭和三十一年六月三十日までの間に保安官、警備官または自衛官となつたもの(政令で定める者を除く)の勤続期間の計算については、その者のものである。(昭和四十年九月一日適用)

本案は、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改正しよろとするもので、適当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年十二月二十四日 法務委員長 濱川 幸雄

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

扶養手当の支給は、月の中途中にかかる場合には日割計算で行なうこととなつていてが、これを月単位とする月額支給に改めること。

期末・勤勉手当は、六月十五日、十二月十五日及び三月十五日の在職者に対しそれぞれ同日支給することになつていてが、この在職日と支給日とを切りはなしして、受給権の確定日は六月一日、十二月一日及び三月一日とし、手当の支給日はそれぞれの日から十五日以内に人事院規則で定める日とすること。

二 議案の可決理由

秘書官の給与は従来より一般職の職員との均衡を考慮して定められている実情にかんがみ、本案の趣旨は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に要する経費(昭和四十年九月分より昭和四十一年三月分まで)として、約三百万円が昭和四十年度一般会計補正予算(第3号)に計上されている。

右報告する。

昭和四十一年十二月二十四日

内閣委員長 河本 敏夫

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、今般提出された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 参事官等および自衛官の俸給表については、一般職の例に準じて改定すること。

2 事務官等の俸給表については、従前どおり一般職に適用される俸給表によることとし、あわせて、防衛大学校の学生に支給している学生手当を、月額八千二百円から九千二百円に増額すること。

3 営外居住者に支給している営外手当を、月額四千百十円から四千六百四十円に増額すること。

4 月分増額して二・二月分とすること。(以上は、昭和四十一年九月一日適用)

5 扶養手当並びに期末・勤勉手当の支給に関する規定を一般職に準じて改めること。(昭和四十一年一月一日施行)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても一般の政府職員における俸給月額の増加比率と同様の比率でその報酬改定を実施しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 裁判官の報酬等に関する法律の別表に定める三号以下の判事の報酬並びに判事補及び簡易裁判所判事の各報酬月額を一般職の職員の給与増額に準じ、それぞれ増額することとし、その増額額は、月額二、五、四〇円とする。

2 この法律は公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用すること。

二 議案の可決理由

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善するため、今国会に「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」及び「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」を提出している。

3 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計補正予算法務省所管に計上された額は、八千九百五十九万五千円を計上している。

右報告する。

昭和四十一年十二月二十四日

法務委員長 濱山 幸雄

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

定価 一部 二十五円

(ただし良質紙は三十円)
(配送料共)

発行所 東京都港区赤坂葵町二番地

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四一(大)